

令和3年第4回
利根町議会定例会会議録 第5号

令和3年12月10日 午前10時開議

1. 出席議員

2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	10番	若泉昌寿君
5番	石井公一郎君	11番	船川京子君
6番	石山肖子君	12番	新井邦弘君
7番	花嶋美清雄君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	佐々木喜章君
教育長	海老澤勤君
総務課長兼防災危機管理課長	飯塚良一君
政策企画課長	川上叔春君
財政課長	蜂谷忠義君
税務課長	大越達也君
住民課長	久保田政美君
福祉課長	三好則男君
子育て支援課長	花嶋みゆき君
保健福祉センター所長	狩谷美弥子君
生活環境課長	飯田喜紀君
保険年金課長兼国保診療所事務長	直江弘樹君
農業政策課長兼農業委員会事務局長	近藤一夫君
建設課長	中村敏明君
まち未来創造課長	青木正道君
会計課長	田口輝夫君
学校教育課長	中村寛之君
生涯学習課長	桜井保夫君

指 導 課 長 池 田 恭 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	大 越 聖 之
書	記 荒 井 裕 二
書	記 野 田 あゆ美

1. 議事日程

議 事 日 程 第 5 号

令和3年12月10日（金曜日）

午前10時開議

- | | | |
|-------|----------------------------------------|----------------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第66号 | 利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第67号 | 利根町副町長定数条例 |
| 日程第3 | 議案第68号 | 利根町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例 |
| 日程第4 | 議案第69号 | 利根町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例 |
| 日程第5 | 議案第70号 | 利根町個人情報保護条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第71号 | 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第72号 | 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第73号 | 令和3年度利根町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第9 | 議案第74号 | 令和3年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第10 | 議案第75号 | 令和3年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第76号 | 令和3年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第12 | 議案第77号 | 令和3年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第13 | 議案第78号 | 令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第79号 | 利根町教育委員会委員の任命について |
| 日程第15 | 委員会提出議案第3号 | 町長の専決処分事項の指定に関する条例 |
| 日程第16 | 議案第80号 | 令和3年度利根町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第17 | 議案第81号 | 和解について |
| 日程第18 | 議員提出議案第2号 | 利根町議会議員定数調査特別委員会設置に関する決議 |
| 日程第19 | 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件 | |

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第66号
 - 日程第2 議案第67号
 - 日程第3 議案第68号
 - 日程第4 議案第69号
 - 日程第5 議案第70号
 - 日程第6 議案第71号
 - 日程第7 議案第72号
 - 日程第8 議案第73号
 - 日程第9 議案第74号
 - 日程第10 議案第75号
 - 日程第11 議案第76号
 - 日程第12 議案第77号
 - 日程第13 議案第78号
 - 日程第14 議案第79号
 - 日程第15 委員会提出議案第3号
 - 日程第16 議案第80号
 - 日程第17 議案第81号
 - 日程第18 議員提出議案第2号
 - 日程第19 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件
- 追加日程第1 船川京子副議長の辞職勧告決議
- 追加日程第2 新井邦弘議長不信任決議

午前10時00分開議

○議長（新井邦弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

○議長（新井邦弘君） 本日、町長及び議員から追加議案が提出されております。

町長提出議案の総括説明を求めます。

佐々木喜章町長。

○町長（佐々木喜章君） 皆さん、おはようございます。本日追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

議案第80号は令和3年度利根町一般会計補正予算（第7号）についてで、歳入歳出それ

ぞれ7,987万7,000円を追加し、総額を64億4,162万2,000円とするものでございます。

本案は、本年11月19日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、子育て世帯を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付、先行給付金を支給するに当たり、必要となる経費を補正するものでございます。

続きまして、議案第81号は和解についてで、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部に係属している建物収去土地明渡請求調停事件について、訴訟上の和解をするに当たり議会の議決を得る必要があるので提案するものであります。

以上、提出議案の概要について御説明を申し上げました。何とぞ適切なる御判断を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程に入る前に、議員各位に申し上げます。質疑は、議題となっている事件について疑義を正すために行うものです。よって、会議規則第54条の規定により、議題外にわたる発言や議題の範囲を超える発言は行わないように申し上げます。また、同条第3項に、質疑は自己の意見を述べることができないと規定されておりますので、これらのルールを遵守するよう申し上げます。

それでは議事日程に入ります。

○議長（新井邦弘君） 日程第1、議案第66号 利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告議員は6名です。通告順に質疑を行います。

9番五十嵐辰雄議員。

○9番（五十嵐辰雄君） それでは質疑いたします。

「議員報酬」ですが、第2条、議会議長、副議長及び議員の議員報酬の月額についてお伺いします。

議長が35万円、副議長が31万円、議員が30万円ですが、県内各市町村の議長、副議長、議員の報酬について説明をお願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐辰雄議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 令和3年4月1日現在の県内各町村の議員報酬ですが、お手元にお配りの議案第66号答弁資料を御覧ください。

両面になっておりますが、議員報酬のほうをお願いいたします。その表ですが、上から下に議員報酬の上位順で、横に議長、副議長、議員の順になっております。

県内町村で一番高いのが、東海村で議長45万円、副議長40万8,000円、議員38万7,000円で、次に、阿見町、境町、八千代町、五霞町、茨城町、大洗町、城里町、美浦村、河内町、

大子町の順となっております。

利根町を除く平均報酬額でございますが、議長35万500円、副議長31万3,500円、議員29万6,600円となっております。

利根町は最下位でございますが、現在、議長30万円、副議長26万円、議員25万円でございます。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 財源でございますが、相当な財源が必要ですが、答申したのが今から6年くらい前だそうですが、今回の答申についての判断ですが、財源の裏づけ、いろいろその資料があると思うんですが、まずやっぱり利根町の経常収支比率ですが、その額について、それから、地方債の残高、実質公債費比率等の判断資料、これがもしありましたら、係数だけでも結構ですから説明してください。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員に申し上げます。質疑の本題は議員報酬について問うということなので、今、通告外になっていきますので、この質疑は取下げさせていただきます。

五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 質疑については、やっぱり材料、材料がないと質疑もかみ合わないです。ただ、県内の状況こうですからと、利根町は低いとか高いとかないんですよ。やっぱり根幹とするのは財源、町の財政が悪くてはできないけれども、現在、その判断材料、一番必要なのは経常収支、それから財政状況、それから地方債の残高、こういったものが、もし簡単に説明できればお願いしたいと思うんですが。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員に申し上げます。全員協議会で、その判断材料の資料、これ皆さんの各議員にお手元に11月段階でお配りしております。その資料を皆さんの検討した結果、こういうふうに上程された案が議案第66号だと思うんですけども、もし、飯塚総務課長、もしお話できれば答弁大丈夫ですか。取りあえず1回はやっているんですけども。

〔発言する者あり〕

○議長（新井邦弘君） 黙ってください。

飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 今回、以前の答申書6年前ということで、議長のほうから議員報酬について、ちょっと議論したいということでお話があったことから、当時の答申の中で財政状況等を議論されていましたが、6年経過していることから、町のほうとしても、新たな直近の状況を資料として議会のほうに送付しております。

その状況でございますが、まず、財政状況といたしまして、経常収支比率、これが平成18年99.0%だったものが平成26年92.4%、令和2年88.5%、改善傾向が続いている。

それと、地方債残高でございます。平成12年が48億2,954万3,000円、平成26年37億

6,144万6,000円、令和2年が52億2,018万2,000円でございます。令和2年で52億円という金額が上昇しておりますが、先日、財政課長のほうからお話があったとおり、過疎対策事業債がまだ未償還ということで増となっております。過疎債のほうは交付税で措置されますので、実質約10億円という話がありました。

それと、令和2年度における実質公債費比率でございます。平成19年が15.5%、平成26年が6.1%、令和2年が1.8%、これも改善傾向が継続しております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 今、総務課長の説明で了解いたしました。

○議長（新井邦弘君） 次に、7番花嶋美清雄議員。

○7番（花嶋美清雄君） 議案第66号 利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

提案理由にある特別職報酬等審議委員会の答申の内容を詳しくお伺いいたします。

○9番（五十嵐辰雄君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 今回、提案いたしました議案第66号、それと議案第68号につきましては、特別職報酬等審議会の答申に基づくものとして関連性があるとともに、多くの議員の方から質疑通告がございましたので、まずは花嶋議員の質疑に対する答弁も含め、諮問から答申までの内容を御説明申し上げます。

まず、諮問書でございますが、平成28年6月20日付で、町長から審議会会長宛てに提出されております。

内容を読み上げます。

諮問事項、議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料額の改定について。

諮問理由でございますが、平成22年3月に利根町行政改革大綱を策定し、町民サービスの向上並びに社会情勢の変化に適切な対応ができる効率的な行政運営を進めてきました。この大綱の計画期間は平成22年度から平成27年度まででありましたが、昨年度策定した地方版総合戦略や、第四次総合振興計画との整合性を図るため、施策の取組方針の見直しを行い、計画期間を平成29年度まで延長して、現在、引き続き行政改革に取り組んでいるところであります。

また、この大綱に掲げた具体的な施策の取組をまとめた行政改革行動計画の見直しも行いました。この行動計画の見直しの際に、取組項目の一つである特別職等給料の減額については、この大綱策定以前の平成12年から段階的に実施してきましたが、昨今の社会経済情勢や、自治体を取り巻く状況も変化していることから、県内の市町村とのバランスなどの検証を行い、適切な額に改定する必要があるとして取組項目から除外しております。また、議員報酬額についても平成17年から段階的に減額を実施しており、同様の理由により適切な額に改定する必要があるため、意見を求めます。

以上が諮問理由でございます。

これに対する答申でございますが、平成28年8月2日、審議会会長から町長宛てに提出されております。答申書の写しは、平成28年10月5日付で町長から議長宛てに送付されておりますので、議員の皆様は内容は御存じのことと思っておりますが、傍聴の皆様、また、インターネットの中継を御覧の皆様には承知していただくため、要点を説明させていただきます。

6月20日、7月4日及び7月21日の3日間にわたって審議を行った結果、下記のとおり、削減前の額に戻すことが適当であると判断する。

その下に、記載の額でございますが、議長30万円を35万円に、副議長26万円を31万円に、議員25万円を30万円に、町長53万2,000円を78万7,000円に、副町長54万4,000円を61万円に、教育長46万8,900円を54万8,000円に戻すとするものでございます。

審議内容として、審議に際し、当町の財政状況や過去の報酬額等の削減状況、また、県内町村の報酬額等の状況や一般財源に対する報酬額等の割合など、関係資料により説明を求め慎重審議を重ねた結果、次のような結論に達したとして、結論に至った根拠を次のように示しております。

まず、当町の財政状況については、町の財政構造を判断する指標である経常収支比率は改善されている。地方債残高は減少している。健全化判断比率である実質公債費比率は改善されている。社会情勢については緩やかな回復基調が続いている。人事院勧告については2年連続でプラス勧告となっている。一般財源に対する報酬額の割合については県内町村と比較して中位以下である。

議員の職責については、広範囲かつ高度化するとともに、過去の議員定数の削減により、議員1人の職責も大きくなっている。報酬は平成17年度から段階的に削減が図られ、過去10年以上削減を図っている。県内町村と比較すると最下位である。

町長の職責については、その職責と責任は極めて重要である。人口減少、少子高齢化により、地方創生の取組など、自治体を取り巻く環境は一層の厳しさを増し、職務と職責はますます重くなっている。町長の給料は平成12年から段階的に削減が図られ、過去15年以上大幅に削減を図っている。県内町村と比較すると最下位である。

副町長については、町長の補佐役として重責を担うことになる。給料が町長と同様に、助役としてですが、平成12年から削減を図っており、県内町村と比較して下位である。

教育長については、法改正により、教育長の権限だけでなく、教育委員長の権限を併せ持つことになり、職責は極めて重要で重くなっている。給料は過去10年以上削減を図っており、県内町村と比較しても最下位である。

結論といたしまして、特別職の職責の重要性、過去の大幅な給料削減を踏まえ、議員報酬の額並びに町長、副町長、教育長の給料改定額は職責に見合ったものとなるよう考慮することが必要との共通認識の下、当町の財政状況や経済情勢、さらには県内町村との比較では下位に位置づけられていることから、県内町村とのバランスなどを総合的に勘案し、

県内町村の平均水準まで引き上げるとの結論に至った。

改定額については、県内町村の平均額が議員、教育長については平成17年、町長、副町長については平成12年の削減前の額とほぼ同額であることから、削減前の額に戻すことが適当であると判断する。

以上が答申書の内容でございまして、要約して御説明させていただきました。以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） この審議委員会で執行部から提出された書類というのはどういうものがあるか、お伺いします。

○議長（新井邦弘君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 3回、審議会は開催されておりますが、まず、1回目の会議におきましては、当然、次第書、委員会の名簿、それと、審議会条例の写し、諮問書の写し、それと、平成28年4月1日現在の町村特別職の給料、報酬額調べ、資料2として、平成27年4月1日現在の市町村特別職の給料、報酬額調べを配付しております。

また、第2回目につきましては、委員の方からの資料の追加を求められましたので、次第書のほか、地方税等との町村長の割合、これは年額の給料の話でございます。それと、地方税等との議員全員分の割合、特別職報酬等の額の改定に対する考え方について、以上三つを配付しております。

それと、第3回のほうは、次第書のほか、特別職報酬等の額の改定等についてということで、答申案のほうを配付して議論していただいております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、3番片山 啓議員。

○3番（片山 啓君） 片山です。提案理由が今御説明にありましたように、平成28年の答申によるとなっておりますが、もう6年も前の答申でございまして、現在と社会情勢、その他が非常に大きく変化していると考えます。また何で今なのか。コロナ禍等で非常に生活に支障を来している人がいるという中で、何で今この値上げの時期なのか、今、何で値上げをしなくちゃいけないのか、その辺についてお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 片山 啓議員の質疑に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 新井議長から、報酬審議会答申に基づく報酬額等の改定を議会全員協議会で議論する旨の話があったことから、当時の答申の根拠となった財政状況については当時と変化があることを踏まえ、直近のものを令和3年8月31日付で議長宛てに送付しております。

9月から10月にかけて開催された議会全員協議会においては、これらを踏まえた上で審議したものと理解しております。

また、この時期に上程することにつきましては、この件は、平成28年から懸案事項となっているものであり、議会全員協議会において上程することに賛成多数であった旨を10月8日付で議長から文書で通知されたことから、審議会で答申になったものを上程し、議会で議論していただくべきであろうと考えたから、今回、上程したものでございます。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 町長の答弁は、議会から来たということが主な理由だとなっておりますが、今、先ほども申し上げましたけれども、コロナ禍の町の状況についての答弁はいただけませんでした。国でも今国会が開かれており、子ども・子育て支援ということで、先ほども補正予算の提案理由がありましたけれども、非常に昨年度から生活困窮者が出ているという中で、給付金だとか支援金だとか手当ををしている最中です。そういう中で、何で私たちだけが、言葉は悪いかもしれませんが、甘い汁を吸うのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） あくまでも審議会で答申のあったものを上程し、議会で議論していただくべきであろうと考えたから、今回上程したものでございます。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 私の質問に答えていただけない。残念です。

対話型町政とうたっている佐々木町長が、この件については町民の意見を聞いたという痕跡が、私どもには見受けられません。コロナ禍の問題も含めて、再度答弁を求めます。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 答申を受けたもの、そういうものがございまして、それが議会から上がってきて提出しないというのはちょっと、この場で皆さんで討論してもらえばいいことだと。私はそういう議会、議会に上がってきたものは、町民からの意見だとそういうふうに考えておりますので、皆さんは町民の代表でございます。ですから、上程されたものは、本会議に上げた。上程したものを私が上げなくていいならば、こんな楽なことはありませんよ。皆さんがいいと言ったから上程した、これしか答えはありません。

○議長（新井邦弘君） 次に、6番石山肖子議員。

○6番（石山肖子君） 6番石山肖子でございます。私のほうは、先ほど花嶋議員のほうの質疑の中とダブっておりますが、諮問書の内容と開催された会議において配付された資料の種類、こちらについてはお伺いいたしました。

私のほうが残ったところでは、2番の配付された資料の内容についてお伺いしたいと思います。審議会在3回目まで行われまして、こちらの会議録のほうはいただきまして、内容については事前に読ませていただいております。

そこで、資料の内容でまず1点お伺いしたいのが、会議録第2回に資料は4種類ありま

して、次第書、それから、地方税等との町村長年額給料の割合、地方税等との議員全員分年額報酬の割合、最後に、特別職報酬等の額の改定に対する考え方について、4種類ございますが、4番目の特別職報酬等の額の改定に対する考え方については、議事録のほうには、以下の資料について説明を行うというふうに括弧で区切ってありまして、その内容についてが分かりませんので、こちらのほうの内容について御説明いただけますでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 地方税等との町村長の割合、それと、議員全員分の年額の割合ということで、各町村の地方税、それと地方交付税の合計を出しまして、町村長の給料を月額と年額とをお示ししまして、住民1人当たりの額を算出した資料でございます。議員報酬についても同様のものとなっております。

それと、考え方についてという資料でございますが、これは財政状況、当時の財政状況のお話、それと議員の報酬額の改定における議員の職責の重要性の記載、それと県内町村とのバランス、それと町長の給料額の改定については、その職責の重要性、それと県内町村とのバランス、副町長、教育長についても同様でございます。

それと、結論としてということで、額の改定、現行と改定額の案というような形でお示ししております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） この特別職報酬等の額の改定に対する考え方についてという題名の資料ですが、中身のほうは、職務、役務に対する対価としての考え方としては、県内各町村のデータ等で示したと、そういうような内容だということですか。

お聞きしたいことが、この件についてあります。議員報酬についての記述は、他町村のデータに基づく比較表のみだったのでしょうか。議員報酬についての責務への対価としての記述はあったと思いますが、具体的に、議員の実働日数の算定と現状把握についてのデータは記述はこれの中にありましたか、ありませんでしたか。

○議長（新井邦弘君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 当時の資料を見る限りでは、実働日数というところまでは追及されておりました。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） そうなのは、実働日数の算定についての記述はなかったということですね。

そこで、議員の報酬についての議論は委員さん方でやっていただいたと思うのですけれども、議事録を見ますと、幾らが妥当なのか、議員報酬に限らないんですけれども、幾らが妥当なのかということが、現実問題として、これから審議の重点となっていくのかと思う。これだという妥当額の根拠というのは持ってなく、難しいと。その算定した額の根拠

としての説明を私たちはできないので、ちょっと文言とずれがあるかもしれませんが、それについては、第2回の議事録、会議録の3ページ目に発言がございます。

町長は16年前の額に戻し、議員さんは11年前の額に戻す。この委員会の方針としては大体決まりましたが、町民に対する説明をどのようにしていくのかという懸念は皆さん持っているということは町長にも伝えてほしいということですが、こちらのほうは、当時の町長になりますが、この懸念については今の町長に伝わっているのかいないのか、お答え願います。

○議長（新井邦弘君） 石山議員に申し上げますけれども、今の質疑の内容は提出された通告の範囲を超えていますので、これを答弁する町長の話はないと思いますので、それは却下します。あくまで趣旨と内容に対して質疑をしている質疑なので、その当時のその引き継ぎがあったかどうかというような質疑は、これはちょっと論外なので却下します。

以上です。

次に、5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） 議案第66号 利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例というようなことで、私が聞いたかったのは、6年も前の答申で提案された理由というようなことで、先ほど答弁がありましたので、それは結構でございます。

それで先ほども答弁で、財源は改善傾向にあるというような答弁で、今後のことを考えて、本当にこれで引上げしても大丈夫なのかなというようなことで、その辺と、これ特別報酬審議会、これは町民の意見として新たに報酬審議会を立ち上げて、なぜ聞いてもらえなかったのかな、そのように思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（新井邦弘君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 石井議員の質疑に答弁いたします。

財源のほうなんです、今回の議会の中でも財源の一般質問たくさん出ている中で、一応、今、町においては、確かに厳しい財政状況ではございますが、有利な過疎対策債とか、そういうのを使ったり、あとは徹底した行政改革などやりながら、このようにずっと改善しているので、今後もそのような形で運営していけば、何とか財政のほうはやっているものと判断しております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 審議会にもう一度かけたかどうかということですが、新たな報酬審議会で審議したらどうかということですが、今回の件は6年前に、議案上程前に取り下げたというか、提出されないという状況がありました。そのときの議場でのやり取り、議員さんと執行部のやり取りの中で、報酬審議会、何のために開いたんだという

意見もございました。執行部のほうからもまた時期を見て提案しますという答弁もございました。

それを受けて、懸案となっていることから、どこかのタイミングでは、その答申に書いてある内容を基に議案のほう提出しなければならないということで、今回の提案に至ったということでございますので、まずはその6年前の答申について、議会のほうで議論していただいて、まずはその結論どうなるか分かりませんが、その結論を出した上で、それがどうなるかによって、審議会新たなものを開くかどうかというのは検討していきたいと思っております。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） しつこいようですけども、6年前とは今は状況が、財政の状況も違う、町税の状況も違うと思うんですよ。それであるから、私は、前の6年前の特別報酬審議会ですか、それじゃなくて、新たに町民の意見を聞くのであれば、それが一番、私は町民の意見を聞いたと。前は前ですよ。だから、そのような考えがあつて聞くべきだなというように私は思ったので、その辺いかがですか。

○議長（新井邦弘君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 町のほうとしても、当然、6年前とは財政状況等も変化があるということで、それで町長のほうから議長宛てに現在の財政状況等をお知らせしたところでございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 多くの方から質疑が出されているんですが、重複するかもしれませんが、改めてこの議員報酬引上げの事由、先ほども何か町長言っておりましたけれども、もう一度おっしゃってみてくれませんか。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 内容は先ほど言ったとおりなんですけど、答申書、議会から上程されたものを、この本会議の中でもんでいただくという考えから上程したものでございます。上程の理由でいいんですね、今、質問されたことは。井原議員、上程の理由でいいんですね。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今回の報酬については、議会からそういう話が出たんだと、スタートしたんだというふうな町長の考え方なんですけれども、この引上げについては、あくまで、どなたから出されようと、提案されようと、引上げについては特別職報酬等の条例がありますからね、その引き上げる額について議会に提案する場合は、この審議会の意見を聞かなければならないということなんです。その都度、その都度、委員を変えることになっているんですよ。平成28年度のその答申は答申で分かりますよ、当時の審議委員さんが審議したことです。でも、今回はまだ、この令和3年のこの議会に上程する場合

は、佐々木町長、あなたが審議会にかけて、自分の考えを、私はこのぐらいでいたいんだということを、その新しい審議委員さんを選んで、それで諮問すべきだったんじゃないかな。いや、すべきだと。だったじゃない、すべきだと。そういう手順になっておりますけれども、なぜそれをしなかったのか、改めてお聞きしたい。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 額が変わるんだっただらば、新たにそういうこともしなきゃならない、そういうふうに思いますけれども、あくまでも諮問、答申書の内容のとおり提出したものでございます。

○議長（新井邦弘君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

井原正光議員。

○8番（井原正光君） 私は、今、審議されている議案第66号について討論をいたします。

この議案は、我々議員の報酬について、議長、副議長、議員それぞれ5万円を引き上げるものであります。今、世界中で新型コロナウイルス感染による拡大、また、地球温暖化による人類の存亡が叫ばれています。この時期に、我々議員の報酬について引上げをしなければならぬのか、私は幾ら自問しても理解できません。

この引上げについては、去る10月7日、全員協議会が開かれ、議論をいたしました。新井議長から、当時の利根町町長遠山さんから答申が出された内容の確認をしていただきたいと思っておりますので、総務課長に説明をお願いしますということで、促されて、総務課長が話を始めましたけれども、説明されましたけれども、議長がなぜ答申内容を確認しようとしたのか、引き上げようとするのか、その意図が私は分かりません。

そのとき、議員から、5年も経過しているので新たに審議会で諮ってもらったほうがいいのではとの質疑に、新井議長は、我々の問題で行政側に全然関係ない、このように言っておられます。

では、条例ではどうなっているのか。利根町特別職報酬等審議会条例では、議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、審議会の意見を聞くものとする、このように定めがあります。にもかかわらず、議長は、質疑の意図が違うと言っています。議長の言葉にはあまり逆らえなかったもので、そのままにしてしまったんですけれども、初めから何でもかんでも引き上げようとする意図がうかがい知ることができます。

このとき、新井議長は次のようにも言っています。他の市町村では、無投票になっちゃう。つまり、議員についてです、無投票になっちゃう。報酬の問題で若い人が出てこない、だから報酬を引き上げるべきではないのか。では、近隣市町村と同じ肩を並べれば、若い人が出てくるのだろうか。私は出てこないと思いますよ。今、この2年間、財政は黒字になっている財政事情も考えて、皆さんにお諮りしたというようなことを言っております。

このときの各議員の発言の内容については長くなりますので割愛いたしますけれども、11月27日、私は、町内2か所で開いた議員と町民の対話集会では、どなたからも議員報酬の引上げについて賛成の発言はありませんでした。皆さん大変熱心にお話を聞き、また自分の考えを述べていただきました。何か時間が足りないくらいでございました。

この対話集会は、石井議員、花嶋議員、片山議員にも御協力をいただいたわけですが、幅広い分野での対話ができ、私は大変有意義な集会であったとそのように思っております。改めて参加をしていただきました町民の皆様方に、お礼を申し上げたいと思います。

このように、議会内ばかりでなく町民の方からも御意見を伺うことができ、今回の報酬の引上げについては考え方をお聞きすることができ、大変よかったというふうに思っております。

本題に戻りますが、財政状況が好転した、今好転している、そのようにぬか喜びと申しましょうか、これは早過ぎるというふうに思います。今、町の財政は、過疎対策債に頼っている状況であります。しかも、コロナ禍等で貧富の格差が広がっている現状、好転したときの財源の配分、町がお金ができた、余裕ができた、では、議員の報酬を真っ先に優先的に引き上げるべきなんだろうか。

また、今、人事院勧告で、職員の給料の引下げ、引上げじゃないですよ、引下げについても、今この議会に提案出されようとしております。また、皆さん御承知のように、この年末に向かって、大変、物価が、消費物価が高騰している。町民の生活に非常に大きな影響を及ぼしつつある昨今、もっともっと行政に携わる者、トップは考慮していただきたい、そのように思うわけであります。

よって、私はこの議案第66号に反対をいたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

若泉委員。

○10番（若泉昌寿君） 私は、議案第66号に対しまして、賛成の立場で討論させていただきます。

ただいま井原議員のほうからいろいろな報告がありましたが、まず、議員と町民との対話、文化センターと生涯学習センターで行ったことと思います。私は、生涯学習センター、女房と2人で参加させていただきました。それで聞くところによりますと、両方合わせて約20人ぐらいの町民の方だと思います。井原議員は大変に町民の意見も聞かれて有意義であったとおっしゃっていましたが、それはそれで有意義だったと思いますけれども、参加人数から見ると、果たして町民の意見が、これがよく聞けたのかな、私はそのように感じました。それはそれで。

それで、私はなぜ賛成の立場かといいますと、私は平成7年にこの利根町議員として立候補し、皆さんのお力で当選させていただきました。そのときは井原議員もここに現在おります。その中で、その当時の我々の報酬は、議長はたしか35万円、私議員ですから、議

員30万円、これはよく覚えています。その後、3年後ですか、3年後、議員の報酬を値下げしようじゃないかということで、議員間で話し合っただけで27万円になりました。それまでは、議員の定数は18名です。ですから、27万円になったときに、14名になったかなと私は記憶しております。それでさらにその後、議員の定数も少し多いんではないか、町民の方もそのような考えでございましたので、ということで、定数は今の12名、それで報酬は今現在の25万円ということになって、現在がそのようになっております。

それでなぜ、私は賛成、元に戻すということが賛成なのかということは、今現在11名の中で、議員の方、約1年と3か月後には選挙がございます。これは統一選挙です。ですから、利根町も1年3か月後は統一選挙でございます。今、私、79歳になります。ですから、次もし出るといたしましたら、81歳になります。その80過ぎておられる方は、たしか私の記憶では、統一選挙のときには4人の方は80歳過ぎておられます。私の考えでございますが、この辺でやっぱり交代の時代なのかな。もう少し利根町の議員さんも若い方たちが出てきていただいて、それで若い人たちの考え、そういうものを皆さんに活発に議論していただいて、この利根町を何とか今よりもよくしてもらいたい。それには、やはり若い人たちが出るには、今の報酬ではちょっと無理なのかなということ、前の報酬委員会で決まりました報酬に戻してもいいのかなというのが、私の偽らざる考えでございます。

ですから、何としても、私はこの報酬は戻していただければいいお願いいたしまして、私の討論いたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） 議案第66号について反対の立場で討論いたします。

この提案は6年も前の答申でありまして、利根町は人口の減少が止まらない状況であります。町税約12億円で人件費が賄えないような厳しい状況にあります。

先ほどの答弁では、財源が好転しているというような答弁をいただきましたが、私は、新たな町民の意見を聞いて、特別報酬審議会を新たに立ち上げて町民の意見を聞く、これが重要なことだと私は思っております。6年も前の答申では現在と状況が違っていると、そのようなことで、私は議案第66号には反対します。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

大越勇一議員。

○4番（大越勇一君） 議案第66号 利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に賛成討論いたします。

まず、特別報酬審議会が設置された経緯について申し上げます。

平成28年度に井原議員が議長の時代、坂本元議員と共に遠山元町長に報酬の引上げについて打診したところ、報酬等審議会が平成28年6月20日、7月4日、7月21日の3回にわたり開催されました。

片山議員が当時委員長を務められ、答申書が平成28年10月5日に提出され、改正する条例を12月の定例議会に上程するため、議会に事前に配付されましたが、その提案は見送られました。見送られた理由は、翌年、平成29年7月に町長選挙が行われるためだと思われます。また、遠山氏が再選を果たした場合には、直ちに定例議会に議案を上程する段取りになっていたと思われます。

先日、井原議員は御自身の一般質問の中で、そんな事実はないと否定されておりましたが、坂本元議員の話によりますと、議員報酬の引上げについては井原議員が積極的だったと申しております。その審議会の答申書の内容は、当町の財政状況や社会経済情勢、さらには県内町村との比較では下位に位置づけられていることから、県内町村とのバランスなど統合的に勘案し、県内町村の平均水準まで引き上げるとの結論に至り、片山委員長以下6人の委員の総意の下、議員及び教育長においては平成17年、町長及び副町長においては平成12年の削減前の報酬とほぼ同額であることから、削減前の報酬に戻すことが適当であると判断されました。

答申書の有効性が無効ではないかという意見もありますが、町が行政改革に取り組み削減を図ってきたことで、町の財政構造を判断する指標である経常収支比率は、平成26年度92.4%が令和2年度は88.5%に改善され、健全化判断比率である実質公債比率は、町の地方債を含む借金の返済能力に対して借金残高がどのくらいあるのかを示す指標であり、平成26年度6.1%に対し令和2年度は1.8%と、財政状況は芳しく改善されています。

平成23年4月から平成29年7月の間において、全国の約4割の町村議会で議員報酬見直しの検討を実施、また現在実施中で、条例で定める報酬を増額した議会と報酬を元に戻した議会を合算した増額の議会が29%、逆に条例改正で減額した議会が6.9%で、増額議会がおおよそ4倍となっております。

その背景には、議員報酬については、主として小規模市町村において、それだけでは生計を維持できないほどの低水準であり、そのことが、例えば地域に貢献したい思いがある若い世代であっても、今の職業を離れて立候補するところまではつながらない、議員のなり手不足の要因になっているものと考えられます。

ちなみに、議員報酬に係る地方交付税単価は、地方公務員給与実態調査を基に設定されております。平成14年度は市町村38万2,000円、令和元年度は一般行政職員と均衡を図る観点から見直しが行われ、31万4,000円に引き下げられたものですが、令和2年度は5年に一度の地方公務員給与実態調査の結果も反映して単価が上がる改正が行われ、31万5,000円と算定されました。

議会は住民自治の基盤であり、住民にとって身近であるべき議会にするためにも、今後、人口減少社会において増大する課題に対して多様な層の住民が参画する議会であることが、住民にとって納得感のある合意形成を行うことにつながると思います。我々議員の位置づけ、責務を明確化すれば、住民の理解を深め、活性化することができ、ひいては若者や女

性など新たな人材の議会への参画を促進することにつながると考え、議案第66号に賛成するのであります。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 議案第66号に反対の立場で討論いたします。

特別職報酬等審議委員会の答申は平成28年のもので6年前のものであり、利根町は翌年、平成29年4月1日付で、4年間、過疎地域に指定されました。また、過疎地域は延長され、いまだ過疎地域の脱却もできずにいます。また、新型コロナウイルス感染症が蔓延して、働き口もなく苦勞されている方がいます。そして、一番に町民の理解が得られないため、この議案に反対いたします。

○議長（新井邦弘君） 暫時休憩をいたします。

再開を11時25分とします。

午前11時08分休憩

午前11時25分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

討論を行います。

原案に賛成する議員の発言を許します。

五十嵐委員。

○9番（五十嵐辰雄君） 賛成の立場で討論をいたします。

平成28年8月2日付、遠山町長に対して、利根町特別職報酬等審議会から諮問を受けました。それに対する答申があったわけです。答申を踏まえて、当時の遠山町長は、12月議会に議員の報酬月額及び町長並びに教育長の給料月額を改正する条例を上程する準備を進めていました。審議会で答申したにもかかわらず、何らかの理由により、極めて不可解な理由でございますが、急遽、上程を撤回しました。遠山町長は当時、必要があるということで、審議会に答申をしました。即刻、答申を受けました。答申に対して尊重するのが本筋です。しかれば、可及的速やかに上程するのが本旨であると考えます。このようなことでは、審議会は形骸化し、悪い痕跡を残した結果です。

佐々木町長は、答申を受けて、相当の期間が経過したので、判断資料として、直近の財政状況、その中で特に経常収支比率、地方債残高、実質公債比率等の資料の提出がありました。いずれも現在は、当時より相当、町の行政努力によって、改善傾向が継続しております。この傾向は、この行政が継続する限り、相当期間継続することは間違いありません。そしてさらに、県内の各町村全部で12ありますが、各12の町村の議員に対する地方税との関係ですが、これを詳細に財政課のほうでは分析しております。利根町としては、ここに一覧表ありますけれども、悪いほうではありませんので、今回、議会の活性化のためにも

報酬を元に戻すということが一番ベターです。

私はしかるべき要件で賛成いたします。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

片山議員。

○3番（片山 啓君） 片山です。議案第66号に反対する立場から討論いたします。

先ほどの質疑の中でも何度もお聞きしましたが、今の社会情勢、非常に困難な社会情勢のコロナ禍でということについての答弁が明確にされておられません。また、何で急ぐのかと、何で今なのかということについても、私は答弁では理解できません。もう少し様子を見たり、住民の声を大きく聞くなり、いろいろ手段があるはずです。その上で、再度上程されても決して遅くなるとは考えません。

ですから、この時期の提案については、私は反対いたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

山崎誠一郎議員。

○2番（山崎誠一郎君） 令和デモクラシーの山崎でございます。議案第66号 利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成討論をいたします。

まず、傍聴の方とライブ中継の方御覧いただいているので、この経緯について、先ほど大越議員のほうからもお話がありましたら、経緯について詳しく説明させていただきます。

平成28年6月20日に、遠山前町長から議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料額の改定についてを利根町特別報酬審議会に諮問されました。メンバーは6名だったんですが、諮問委員長は片山 啓氏、そこにお座りの現在利根町議の片山さんですが、委員長で、6人で構成されたということでございます。

その後、6月20日、7月4日、7月21日の3回の委員会を経て、8月2日に答申書が遠山前町長に提出され、その後、10月5日に、12月議会に上程したいと考えているということで、当時の井原正光議長、現在、利根町議に答申書の写しを送付しました。

答申内容は、先ほどから皆さん答弁されていますが、議員、教育長は平成17年の削減額前に、町長、副町長、その前は助役という名前でしたが、平成12年の削減前の額に戻すことが適当と判断するというところでございました。

その後、12月の定例議会前の議会運営委員会に付議され、議会運営委員会を議案として上がるということで通過しました。12月の定例議会初日に、議案が急遽取り下げられたということでございました。ここは先ほど大越議員が言っていた話で、翌年7月の町長選挙を見据えて、町長選挙の後にしたらという話で取り下げられたというお話を伺ったことがあります。

急遽、上程を議運を通過して取り下げられるというのは珍しいことなんで、当時の高橋

一男議員が、このように質問されております。

議事録から紹介しますが、高橋議員が、議案書は提案前に事前に配付したのに提案を見送った理由と、提案しないのであれば、審議会は何のために開催されたのかを確認したいと。そこで、執行部の答弁なんですけど、今回は見送るが、時期が来たら答申書のとおり提案すると。だから、廃案になったわけでもないし、ただ今回だけは見送ったと。昨日の井原議員の質問だと、廃案になったとか撤回したとかという話ですが、決して撤回ではありません。その後、数年の間この答申書が取り残されている状態だったので、今回、議長より提案があったということでございます。

答申書の有効性については、経過年数により有効無効とするような性格のものではなく、結論を導くための背景に変化がなければ、時間経過にかかわらず生かされるものと考えますと。そして、そもそも答申とは、諮問に対する専門家の意見であり、様々な調査の下に成り立つもので、そして、それは諮問を依頼した諮問者が意思決定するための判断材料になるものとともに、尊重されるべきものとあると思います。

なお、町執行部では、直近の財政状況等は改善傾向で、職責、県内町村との比較も当時とは変化なく、当時の答申内容は否定するような内容ではないとの執行部の意見を伺っております。

これが経緯でございます。この経緯の中でも、3回でこれを決めたと。私もこれびっくりしたんですけど、6月20日にまず集まってメンバーを決めて諮問され、7月4日、7月21日の実質2回です、2回で諮問会議で、遠山町長に諮問結果を報告したと。要は、もう最初から上げるのが決まっていたのかなという思いもしましたが、定かではありません。

なぜ、急に取り下げると当時の高橋議員が質問していますが、全くそのとおりで、私もあると思います。私は全員協議会の場で、ちょうど諮問委員長である片山議員が偶然にも議員になられているんで、何でこれ委員長として答申したのに取り下げたんですかと、私は素直な意見で質問しましたが、いつものように一言も返事はありませんでした。

その全員協議会の場で、井原議員が、首長が変わればそんなのはクリアするに決まっているんだと、そういう意見が出ましたが、私は驚きました。組織とはそういうものではないんじゃないですかと。組織というのは、町の首長が変われば全部クリアだとか、もう恐ろしいぐらい、こんな人が町長だったのかと私は思った次第でございます。何と、町長が変われば全部案件が変わる、ほかの約束が変わる、ほかの町との約束が、協定がなくなる、そういうふうに取り取られても仕方ない言い方だったんで、本当にびっくりした次第でございます。

今、ついでに言ってしまうんですが、井原議員は、おととい質疑をしておりました。この案件について、遠山町長に上程するために、俺は行くわけないだろうと、俺は犬猿の仲だったんだという話をされていましたが、何を考えているんだと。議長と町長と公の場に、個人の犬猿の話を持ち込むなど、全く組織を理解してないと私は驚いた次第でございます。

そこで、その日の話が終わりましたら、先ほど言った、町長のところに上程していくときに、確かに犬猿の仲だったんでしょ、かもしれませぬ。ところが、議長として行くときに、総務委員長だった坂本啓次さんを誘っているそうです。坂本さんがおとといのライブ中継を見て、私は呼ばれました。何を勝手にいいかげんなことを言っているんだと。何が犬猿だと。俺はあのとき、ちょっと乱暴な言い方になってしまいますけれども、おい坂本、おまえ遠山町長と仲いいんだから、遠山町長に給料を上げるように一緒に行ってくれと俺は言われて行ったんだと。何が犬猿で行くわけないだろうなどということを行っているんだと。これは、ぜひ、井原議員得意のうわさ話ではなくて、私、直接言われた話なので、ぜひ言ってくれということで、今ここで披露させてもらいます。ついでに、報酬が上がるから今度いいぞと喜んでいたということも言ってくれということでございました。

その答申の手續に、いろいろ6年前云々、確かに6年前の話です。ところが、内容的には瑕疵はないんですよ。それは、個人の考えを言っていて、瑕疵があれば問題ですけども、瑕疵はなく、淡々と、これは言葉は悪いですけども、中ぶらりんだったわけですよ、6年。それを整理するために、今回、議長のほうが答申をして、執行部のほうでそれを上げてきたというところでございます。

確かに、5万円上げるといふ議員のお金があります。今12名ですね、12名で5万円上がると4,850万8,600円の額が上がります。そこで、我々令和デモクラシーは先月の議会運営委員会並びに全員協議会において、令和デモクラシーの名前で、会長が私なので私の名前で、定数の削減を提案したいという話で、特別委員会もつくってほしいと。いろいろな意見があるでしょうから、具体的な話はしませんでした、口頭では2名削減を令和デモクラシーは望むということをお願いさせていただきました。

今、12名ですが、県で一番少ないのが12名です。利根町の約半分の人口の河内も12名あります。今回の、片山議員の人口が減っていくんだから、職員の数はどうなんだと、盛んにそのようにおっしゃっていましたから、まず職員を減らすのであれば、議員を減らすことの考えを示すのが議員じゃないのかという思いもありましたので、我々令和デモクラシーは、2名の削減を前提とした、いや、前提までは行かないですね、これから協議するんですから。2名の削減を含んだ提案をさせていただきました。

先ほど、今回、報酬が5万円上がると4,850万8,650円ですが、2名削減すると、当然のことながら、全く同じ4,850万8,650円、上げた分がそのまま2名減らすと、プラスマイナス1円の違いもなくゼロであります。そして、この共済負担金というのがありまして、それに関しましては、105万1,200円が逆にマイナスになります、2名減らすと。そういったことも含めまして、今回提案して、この後、最後に私のほうから、この提案理由、議員提出議案第2号という形で、利根町議会議員定数調査特別委員会設置に関する決議というものを出させていただきますが、こういったことも含めて、ただ非難ばかりしているんじゃないで、我々はこういう考えだよと、対案というものを示したつもりであります。そ

ういったことも含めて、多分、要望した中では、来年6月をめどに意見を固めて、再来年4月が選挙なんで、周知期間もありますから、来年6月をめどに、定数、今と同じになるか、増やすことはないでしょうから、今と同じになるか、それとも1名減らすか2名減らすか、そういった議論をこれからやっていって、町の活性化、要は筋肉質な議会をつかって少数精鋭になれば、それだけ競争率も上がるわけです。そして、それを、あと議会の活性化につなげていければなという意見で、我々は対案を出させていただいた次第です。

いろいろ、この定数のよく削減、削減と誘導していますけれども、これは諮問された当時の金額に戻すという表現でお考えになっていただいてももらいたいと思います。そして、私はその案に賛成という立場で、今、討論させてもらっていますけれども、これから定数も含めていろいろやっていって、そして、議会の単なる非難ばかりじゃなくて、昔は非難でもよかったかもしれないけれども、今は町民の皆さん、その逆の提案を必要としているんです。それを提案をしながら、今後も行動する議会、定数を減らした、減らしたという、定数を、人口も当然減るんですから、それに見合った数も考えていかなきゃいけないのかなという思いを持っております。

今いろいろ申し上げさせてもらいますが、そういったことを含めて、今回の報酬の見直し、これに賛成という形で討論させていただきました。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

石山肖子議員。

○6番（石山肖子君） 6番石山肖子でございます。私は反対の立場で討論いたします。

先ほどの、この議案に対しての質疑の中で、議員報酬についての根拠についての議論があったのか、具体的には、例えば議員の実働日数の算定について、これが特別職報酬等の額の改定に対する考え方についての中に示されていたのでしょうかということ質問させていただきました。

こちらのほうを質問した意味は、今の時流で、町村議会議員の議員報酬の在り方、この考え方に基づいて、利根町の議会議員の報酬等の在り方、これについて議論をしたいということ、町村議会議員の議員報酬等の在り方検討委員会がつくった町村議会議員の議員報酬等の在り方最終報告、平成31年3月に各町村議会議員に配られているものです。これなどを基に議論をしましょうということ意見で申し述べましたが、全員協議会の中で、それはかなうことはございませんでした。

報酬等審議会の中で、先ほど質疑の中で申し上げましたが、附帯意見というのはございませんが、妥当額の根拠というのを私たちは持っていないというような発言が、議事録の中に残っています。町民に対する説明をどのようにしていくのかという懸念は皆さん持っているということは、町長にも伝えてほしいとの発言が記されております。

この意見が出たということは、私が先ほど申し上げました、今の時流の算定の仕方、こ

れをなぜ研究調査して、その根拠としないのか。元に戻すということの理由ですね、その手法を使って算定すれば、結果的に元に戻す額になるかもしれません。そういう作業をしてこなかった。私自身も反省しております。もっと努力をして、この過程をたどることを訴えるべきでした。

反対討論の理由として、1番目は、今のお聞きになった経過から、説明責任を私たちが果たすことができない状態です。住民への周知と、やはり事前にこの報酬を上げることに、町長は町民に投げかけましたか。おとといの井原議員の一般質問のときに、1期目の1年後に議会に問いかけたということは、1期目の状況でもうそれを決めていたということ、それは確かだと思います。住民の声をこれから聞いていくのでしょうか。でも、議案はここで採決されようとしています。住民の声を聞いてから、これは上程するべきだったのではないのでしょうか。

二つ目の私の反対の理由は、町民の社会生活の状況が今、どのようなものであるのか。社会情勢についての加味する部分を検討していません。過疎地域に指定されていること、新型コロナウイルス感染症の影響等を考えたときに、事情が変更されている、これは事情変更の法理というふうに昔から言われているようですが、状況が変わった場合に、元の契約していた約束が生きるのか、生きないのか。これについては様々な考えがあると思われまますが、事情変更の法理に照らして、私たち議員が、町民の社会生活状況、社会情勢についての詳しい議論をした上での結果を出すべきでした。

以上、二つの理由に基づきまして、私はこの議案に反対いたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

船川京子議員。

○11番（船川京子君） 私は、この議案に対し、賛成の立場で発言をさせていただきます。

まず、これまで反対討論をされてきた方の御発言の中に、この金額が妥当なのかどうかというお話がありました。確かに単に元に戻すということではなく、県内の町村の平均値を出し、この町の状況、財政状況、全て総合的に判断をして、この金額が妥当であると判断されたのだと認識をしております。

次に、住民の方に対する説明責任というお話がありました。御存じのように、私も公明党という党の皆さんに御推薦をいただいて、この場に立たせていただいております。当然のことながら、御支援いただいている皆様の御意見は伺ってまいりました。実際に毎月手元に来る金額は、私の場合16万円から17万円になります。もちろん、確定申告のときに調整が入りますが、その金額で現在議員活動をさせていただいております。主人もおりますので生活給にならないとしても、思い切った議員活動はやらせていただけるだけの報酬は、現時点において個人としては頂いております。

しかしながら、今後の人材確保を考えたときに、その金額では厳しいよねというのが、

私の周りで私と懇談をさせていただいた町民の方の中には大変多くのお声をいただいております。印象としては、単に値上げをすることに対する反対という御意見が強調されているような印象を持ちますが、全体的に丁寧な説明をしていったときには、いろいろなお考えをお持ちの方が出てくるのではないかと感じております。

反対の御意見を発言された皆様は、どれほどの町民の方に御説明をされ、御意見を伺って、この場に来られているのか、私には分かりませんが、私は議員として、そのプロセスは踏んで、今回賛成の立場でお話をさせていただいております。

次に、報酬を上げたからといって人材は出てこないという反対討論の中での発言がありました。そうでしょうか。確かに30万円にしたからといって、いきなり望ましい人材が大変多く輩出されることは難しいかもしれません。しかしながら、議員であるならば、今後の議会を考えたときに、それならば、よき人材が輩出できる環境を整えていくために努力をしていくことが大切なのではないかと感じております。私たちの仕事は、町長はじめ行政が、大事な予算の執行を適切に町民の皆様のために予算配分をして、事務事業を執行しているかどうかをしっかりと監視をしていかなければなりません。

そこに集中したときに、先ほど議員の実働日数そういうお話がありました。これがどこまで限定しているのでしょうか。ただ会議に出ること、それが私たち議員の仕事の実働日数でしょうか。私は自分でこの10年間働かせていただいて、会議に出席させていただく時間は、個人の議員活動のごくごく僅かのウエートだと感じております。現時点では、職をきちんと持って生活給の確保をしながら、自分の時間を工夫しながら、この議員活動に尽力していかなければ議員という仕事ができない方、また、御家族の経済的な安定があるので、ありがたいことに私も主人に食べさせていただいている身でおりますので、自分が頂いた報酬は全額好きに使っていいと、そういう形でやらせていただいているので、車に乗って高速を走って水戸に行かせていただいたり、近隣の市町村に視察に行かせていただいたり、私としては思い切った仕事をさせていただいております。

しかしながら、今後を考えた場合に、先ほど賛成討論の中で、年齢的にも後輩に託したい、託さなければならないときに来ているという、そういう発言もありました。後輩というよりも、私も年齢的にはそろそろという形なんですけれども、今後の利根町のことを考えると、今の金額では、集中して議員活動に臨んでいただける人材の確保は大変難しい環境ではないかと考えております。

それと、次に、議長がこの提案をされた経緯を、私も議長を交代させていただいて、副議長という立場で大変よく伺っております。なぜならば、議長は初めから議員報酬を上げ、望ましく、先ほども申し上げましたように、議員活動に集中できる人材の確保を目指す。そのために財政を圧迫させないことも視野に入れ、議員定数の見直しとセットで行っていく、そのような考えを示されておりました。私も共感する部分は多々ありますが、いきなり定数削減というの、これもまた議会の中のお話ですので、議員間でしっかり議論をし

ていき、丁寧に行っていくべきだと申し上げ、先ほど賛成討論の発言者からありましたように、特別委員会を設置し、削減を視野に入れながら、定数の見直しを検討していく、そのような状況になっております。

次に、なぜ今なのかという話がありました。私は待ちに待って、やっとこのときが来たとき、そう感じております。その背景の一つに、国全体を見たときに、町村議員の確保が大変難しい現実があります。その大きな要因の一つに、報酬の低さというのがあります。また、地域の高齢化により、働き手の確保が難しい、そういった複合的な要因のある背景の中で、国もこの町村議員の人材確保の体制整備に乗り出し、これまで選挙に係る費用は、私ども町村議員は、全額個人負担でした。ポスターはじめ、全て個人負担でした。しかし、国の体制としても変化があり、選挙のポスター等これまで個人での対応でしたが、公費で行うなど、人材確保の整備に乗り出しているという現実があります。

もう一つ、コロナ禍の中で大変な思いをされている中で、甘い汁という、とても過激な発言が反対討論の中でありましたが、私はコロナ禍の中だからこそ、次の統一選挙に望ましい、集中的に議員活動に挑戦していただける、そんな人材に来てほしい、その思いがとても強くあります。町内の中で、確かにコロナ禍で大変な思いをされている方、業種によっては本当に死活問題だと思います。そういった中で、町長はコロナ交付金を最大限に活用し、町内業者、町内で苦しんでいる方に、町としてできる支援は最大限にスピーディに行ってきたと、私はそう認識をしております。10万円の支給もワクチンも全国から先駆けて、かなりのスピード感を持って行わせていただきました。そんな中で、今後、第6波が来る可能性もある中で、私たちの生活はウイズコロナという変化が起きています。だからこそ、行政の対応をこれまで以上にしっかりと監視していく、そして発言もしていく、物も申していく、町民の皆様の声を反映させていく、そんな熱い人材の確保が大変大事な時期に来ていると思います。

先ほど賛成討論の方から発言がありましたように、定数の見直しをすることによって、金額的には相殺されます。町の財政の負担を少しでも軽減し、議員活動に集中し、町民の皆様のお役に立たせていただける人材確保を目指すためにも、今回の報酬の改正には、私も金額が上がるので、うれしいやらいろいろな思いはありますけれども、でも望ましいことだと考え、これからの、次の議員の人材確保のために賛成をさせていただきたいと思い、以上で私が賛成討論とさせていただきます。

○議長（新井邦弘君） 討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第66号 利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案を可決することについて、ボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

可否同数です。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長裁決とします。

議長は賛成です。したがって、議案第66号は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開を午後1時半とします。

午後零時03分休憩

午後1時30分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（新井邦弘君） 日程第2、議案第67号 利根町副町長定数条例を議題とします。

質疑通告議員は5名です。通告順に質疑を行います。

7番花嶋美清雄議員。

○7番（花嶋美清雄君） 議案第67号 利根町副町長定数条例について質疑いたします。

提案理由にある、副町長は町政の円滑な運営に必要な施策であるための理由をお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 花嶋美清雄議員の質疑に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 町がこれまで副町長を置かなかった理由は、平成21年度まで、副町長を欠員するとした町の集中改革プランによるものです。この集中改革プランは、平成22年度から行政改革行動計画に受け継がれておりますが、副町長を欠員する記載は削除されており、副町長を置かないとする根拠は、現在はございません。

地方自治法第161条第1項の規定では、都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができるという規定は御存じのことと思います。県内の市町村で副市町村長を置かないことの条例を制定している市町村は、利根町だけでございます。

自治法の趣旨からすれば、本来、副町長は置くべきであり、自治法でも副町長は町長の補助機関として定めていることから、副町長を置くことは、町長の意思決定や職員が事務を執行する上で円滑な行政運営に資するものであります。また、地方自治法逐条解説によれば、副町長を置く意味は、地方分権改革により地方公共団体の役割と責任が広がっており、組織運営面における自主性、自立性の一層の拡大を図りながら、そのマネジメント機能の強化を図ることが必要であるとしています。

町においても、ほかの市町村に遅れを取らない、また先行していくためにも、副町長を置く体制を整え、トップマネジメント体制の構築を図る必要があると考えております。

今後、各市町村は生き残りを懸けた施策の争いになってきます。遅れを取ることなく、

未来に向けたまちづくりを推し進めていくとするならば、町長、副町長によるトップマネジメント体制を構築し、職員と共に、それぞれの職責を担っていくことが、とても重要なことであると考えております。

○議長（新井邦弘君） 次に、3番片山 啓議員。

○3番（片山 啓君） それでは、議案第67号について質疑いたします。

今まで副町長がいなかったことにより、行政事務に支障がありましたか。もしあったとしたら、具体的にどのようなことがあったのか、教えていただきたいと思えます。

町の人口が減少し続けている現状において、この間の一般質問の町長の答弁にもありましたが、将来的に職員数は減らす、削減する方向で検討するという答弁をいただきましたが、そういう環境の中で、なぜ今、副町長を置かなければならないのでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 片山 啓議員の質疑に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 副町長がいなかったことによる支障は当然ございます。副町長が置かれていないことで行政事務に支障が出ては困りますので、各課長が本来の業務を広げてその一部の役割を担うなど、できるだけ支障のないように業務をこなしているというのが現状でございます。

対外的な面では、私のスケジュールの都合で会議等が重なってしまい出席できない場合には、本来、副町長が代理出席すべきところを課長に代理出席してもらったり、それでも、課長の予定によっては、やむなく欠席するということもございます。

ただ、それよりももっと重要なことは、花嶋議員の質疑でもお話ししましたが、トップマネジメント体制の構築ができていないことです。トップマネジメントは1人では破綻するため、複数人で行うべきと言われております。遅れを取ることなく、未来に向けたまちづくりを推し進めていくとするならば、このトップマネジメント体制の構築は不可欠だと考えております。

今回の議案は、副町長を置くことではなく、置ける状態に戻すことが目的でございます。副町長を置く場合には、当然、予算や副町長の選任議案を提出いたしますので、その際、議論していただければと思えます。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長、今、副町長を置かなきゃならないのかという片山議員からの質問がありましたけど、それに対する答弁をお願いしたいと思います。

では、片山議員、どうぞ、もう1回質疑を。今ほとんど答弁なさったみたいですが。

片山議員。

○3番（片山 啓君） 先ほど言いましたけれども、先日の一般質問で、町長は今後職員数を削減する方向で検討すると答弁されています。そういう利根町が置かれた環境なのに、副町長を新たに置くと、今まで置かないという条例を廃止するという提案ですけれども、その辺の整合性を教えてください。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 副町長と職員は別ですから、別な問題ですから、先ほども答えたとおり、未来に向けたまちづくりを推し進めていくための策です。

今、片山議員も一般質問でも何でも言っているとおり、この日本の国はいつ災害が起こるか分からないです。そういった場合の備えです。1人ではどうにもならないです。そういったときに必要になるのが、私は副町長だと考えています。いつでも置ける状態をつくっておく、これが私の考え方でございます。今、置くとは言っていません。これは置かないことを廃止する条例です。勘違いしないでください。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 今の町長の答弁だと、当面は置かないというお答えでよろしいんですか。置くときには、また人件費だとか人選だとかということがあるはずですけども、将来的に置ける環境をつくるという答弁だということによって理解してよろしいですか。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 先ほども答弁しましたが、副町長を置く場合には、当然、予算や副町長の選任議案を提出しますので、その際、議論していただければと思います。

○議長（新井邦弘君） 次に、6番石山肖子議員。

○6番（石山肖子君） 6番石山肖子でございます。質疑内容は、この副町長についての報酬について審議されました平成28年の特別職報酬等審議会での審議の中で、報酬について審議する前提として、当時、副町長が置かれていないことの説明、それから、どのような形で副町長を置くための段取り、手続などに関する説明は、議事録のほうで教えていただけると分かりやすいんですけども、3回の会議の中で1回目の中でどの部分で説明があったのでしょうか。それに対しての委員の質問はあったのか、なかったのか。あった場合に、どのようなお答えをされたのかをお聞きします。

○議長（新井邦弘君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 当時の会議録を見る限り、副町長が置かれていないことについての説明、それと副町長を置くための段取り、手続などに関する説明や質問、これは見当たりませんでした。これは、特別職報酬等審議会は条例にもありますように、議員報酬や特別職報酬の額について、町長からの諮問に応じ審議する場であることから、副町長を置くことについては所掌外になるためと思われま。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） そうしますと、議事録に見当たらないということで、委員の皆さんは、副町長の報酬についてのデータですとか、そのようなものを審議されたということですね。

それで、もう一つお聞きしたいのは、特別職報酬等審議会条例なんですけれども、そちらに副町長のほうが、その当時、第2条のほうに記述があり、今回、改定するわけです

けれども、審議会が審議する内容について、副町長は入っていないけれども、審議できるということで認識されているということによろしいですか。

○議長（新井邦弘君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 先ほど申し上げましたが、特別職報酬等審議会は条例にもありますように、議員報酬、特別職の給料の額について審議する場でございます。諮問のほうも、議員報酬等特別職の給料の額について諮問しております。ですから、諮問機関であった特別職報酬等審議会においては、あくまで報酬、給料について審議されたものでありまして、副町長を置く、置かないの諮問はしていませんし、ですから議論も当然なかったということになります。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） そうしますと説明をちょっとしていただきたいのは、特別職報酬等審議会の第2条に副町長という文言が、等という言葉はその後にないので、副町長についての、報酬についての審議というのはできるということなんですね。

○議長（新井邦弘君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） できるというか、諮問の中に、副町長の給料の額についても諮問しておりますので、それに応じた形で審議会の中でも審議されたということでございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） 議案第67号 利根町副町長定数条例というようなことで、提案理由は、部長職を置かない町にとって、副町長は町政の円滑な運営に必要な職というようなことなんですけれども、町長は、今、1期4年間は副町長を置かなくても実際に行政執行やってきたわけですよ。それで、ここで先ほどの答弁でも、置ける状態にしておきますというようなことなんですけれども、その辺でも、前提は置くというような形では見ているんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 片山議員の質疑で答えたように、支障はあります。ただ、できるだけ支障のないような業務に当たっているという現状と、トップマネジメント体制の構築が重要であることを認識していただければと思っているんですが、あとは、災害大国日本ですから、いつそのようなこと、いつでも起こる、いつ起こっても不思議ではない、そういうふうに考えます。ぐらっと来れば、そういう体制づくりも必要で、慌てていろいろなことをすると思いますが、その場合に、臨時会を開いて、大至急整えるものは整えていきたい、後の始末もありますので。そういうことから、ここで置かない、副町長を置かない条例を外しておかないと、条例から外しておかないと置けないということで提案しました。

○議長（新井邦弘君） 次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） まず、この条例の上程に対して、その理由として、副町長を置く、置かないことを理由にしている、これはなぜそういうことを提案理由の一つとしたのか、私は分からない。また、副町長を置くことによって、副町長にどのような業務をさせようとしているのか、その辺まで、やはり説明してくれないと分かりません。

もう一つは、この部長職を置かない云々というのは、これは別に条例を改正しなくてできるわけですから。町長ができるんです、組織改革すれば。なぜ、今まで置かなかった。今まで置かなくて、その理由を伏して、副町長のほうに持っていったら、その辺がちよっと分からない。説明してください。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 平成18年6月の地方自治法の改正により、明治21年以来続いた助役制度は廃止され、副市町村長制度が創設されました。その背景には、地方自治体を取り巻く環境は年々高度化、複雑化するとともに、地方分権改革により、地方自治体の責任がますます強くなっている状況を踏まえ、市町村長を支えるマネジメント機能の強化を目的として、副市町村長制度が創設されております。

副町長の職務は、町長の補佐、職員の担任する事務の監督、町長の代理といった以前の助役の職務に加え、政策及び企画について指揮監督などの権限が強化され、これが副町長の職務となります。

部長職につきましては、私は部長職を置く、置かないの話はしておりませんが、町の規模や職員数を考えた場合、きめ細かな住民サービスを実施していくためには、今の課長制でよいのではないかと考えております。

トップマネジメント機能とは、利根町の自主性、自立性の一層の拡大を図り、未来に向けたまちづくりをするために様々な戦略を決定していく機能となります。人口減少社会に突入し、市町村を取り巻く環境は、一層厳しくなっています。利根町も生き残りを懸けて、住んでみたい、これからも住み続けたいと選ばれる町にしていく必要があるため、利根町総合振興計画の将来像にも掲げておりますが、「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」の実現に向けて、限られた財源、人的資源で、よりよい住民サービスの提供に取り組む必要がございます。町が掲げる将来像の実現に向けては、利根町の行政組織運営の改革の取組であったり、新型コロナウイルスのような新たな課題解決の取組など、迅速に意思決定するとともに、実行に移していかなければなりません。町民がまちづくりに参画できる環境を整備し、町民とともにまちづくりを進めていくに当たっては、スピード感のある政策決定がとても重要になるため、より一層トップマネジメントを強化していくことが重要と考えております。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） それでは、どういう方を登用されようと今しているんですか。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 先ほども申し上げましたが、今は置く考えはありません。その備えというか、そういう場合に、やっぱり町の行政に関して詳しい、責任の持てる方だったら、私はよいと思っております。

○議長（新井邦弘君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

山崎誠一郎議員。

○2番（山崎誠一郎君） 山崎でございます。ようやくこの条例案が提出されたことに、私は本当に執行部に対して感謝を申し上げます。2年9か月ほど前に議員になったときに、初めて役場に対して私は質問しました。なぜ利根町には副町長はいないんですかという話をしましたら、平成19年3月の議会で、副町長を置かない条例が可決したと。啞然としました。何てばかな条例を出したのかと。副町長は、町長の補佐をする。しかしながら、町長は出張中に災害が起きるかもしれない、大きな問題が起きるかもしれない。そういったときにスピード感を持って対処するには、絶対必要なんです。

私も会社員時代、組織を担当したことがあります。副社長を4人の枠取りをして4人置くこともあるし、2人しか置かないこともあります。ただし、なくすなんてことはあり得ないんです、会社の危機感を持って考えれば。

利根町の一番大事なこと、町長の一番大事なことというのは、町民の命を守ることなんです。安全を守ることなんです。町長が出張中に利根町に帰ってこられない。町長が体を壊す場合もあると。そういったときにすぐにそれを対処できるのは、副町長なんじゃないんですかと、私は思いました。

それを、皆さん、副町長を置かない条例、こんなことが通るわけじゃないじゃないですか。

先ほど総務課長の答弁でもありましたが、茨城県内でしたか、近隣でしたか、ないところは無いんでしょう。当たり前ですよ。副町長を置かない条例を提出したのは、当時の井原町長ですよ。あなた組織分かっていたんですか。町民の安全守れるんですか。もう怒りを私は覚えますよ。

本当に今回これを出していただいて、私はよかったとつくづく思います。組織なんですよ。組織を経験していたら、組織を熟知していたら、こんなばかな条例を出すほうがあり得ないんです。

先ほどから、置く、置かないは今考えていないと。でも、町長、ひとつ何かあったときの置く準備はしておいてください、どういう人がいいか。

今、一生懸命やっていますよ、町長はじめ。それを、報酬、その分の人件費がどうなんだと、まずは安心安全を守るのが、町のトップの責務ですよ。そういったことも考えて、今回出されたと思います。私は、問題なく大賛成であります。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

井原議員。

○8番（井原正光君） 私は、議案第67号について討論をいたしますが、副町長を置かないことの条例を廃止して、副町長を置くことにする今回の条例、これは、どうも私は理解できる説明、今いろいろ質疑の中でも聞いていたんですが、どうしても理解できない。

副町長を置くことは、町政の円滑な運営に必要である、これは幾らか分かります。副町長を置くことで、佐々木町長の職務は半減するんです、はっきり言えば。いわゆる重大な事業を起こす、これから利根町はこういう形で行く、その方向性を示したその中で、私は、副町長にこういう業務の一面を任せたい、またこういう人材を登用したい、そういう説明が欲しいんですよ。

これでは、職務が半減するだけで、佐々木町長は楽をするだけです。まして、今回、給料月額が25万5,000円引き上げられるんです。執務が減って、仕事が減って、給料が上がるんです。こんないいことはないじゃないですか。佐々木町長はまだまだ若い、働き盛り。精魂込めれば、副町長を置かなくたって立派にできるんですよ。

今、当時の私の、当時は副町長じゃないか、助役か、廃止したことについて、いろいろ山崎議員のほうから出ましたけれども、できるんですよ、十分に、自分の考えを発揮できるんです。

ですから、副町長を置かなくても、また提案理由にもありますように、部長制などを敷いて組織づくりをすれば、各分野でもってしっかりとしたその執行体制が取れる、私、このように思いますよ。また、業務内容も充実が図られ、また、今、課長制度を取っていますけれども、課長から部長に昇格となれば、職務執行の上からも、職員は将来の目標が部長だ、そういう誇りと自信を持って住民サービスができるというように思います。これは、全ての職員の夢だと思えますよ。職員がいかにか自信を持って執務させるか、職務に当たらせるか、これは町長の考え次第なんですけれども、町をよくするか、悪くするのも、この職員のやる気、そのやる気を起こさせるのは、町長、あなた一人しかいないんです。

ですから、しっかりと町政を担っていただきたい、こういうふうな期待ありますけれども、この副町長に61万円ですか、これはもったいないですよ。であれば、部長を置いて、その給料に充てたらいいのかなと、そういうふうな考えも持っています。

また、私は、今、その登用について何らお答えがなかったんで、大変残念だなというふうに思っています。私は、いろいろ考えがあるんですけれども、DX、デジタルトランスフォーメーション、このような人材を登用するのであれば、私は賛成したい。

また、これは、町の財源ではなくて、国の財源も援助も受けられますから、安い経費で、すばらしい知識が、知能がこの町に落とされるということになります。要するに、知見を取り入れるのにはもってこいの制度だというふうに、私は思っています。また、活性化にも

つながる、このように思います。要は、佐々木町長は副町長に何にさせようとしている、その説明が不足なんです。説明が不足。

また、この副町長については、DXのほかにも公募制というのがありますね、公募制。全国から公募する。優秀な人材を利根町に来て、町長のちょっとした、その欠落しているとか補う、考えを補って、利根町を前進させる、そういう方法もありますので、やはりはっきりと、どういうところを変えていくためにその副町長を置くんだ、それを明確にしないと、この条例にはとてもじゃないけれども賛成できない。

ですから、私は、ただ単なる今の質疑や何かの内容を聞いて、この町長、御自分の業務を半減させて、25万5,000円給料を上げて楽させるための副町長を置く、この案には、私は反対をいたします。

〔「マスクをしなさい、マスクを。何回言っても分からないんだな」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

大越勇一議員。

○4番（大越勇一君） 議案第67号 利根町副町長定数条例について、賛成討論をいたします。

多くの喫緊の課題が山積みの利根町の状況の中で、町長はその手腕を遺憾なく発揮され、これからの利根町の希望と発展のために大いに御尽力されることを、多くの町民は期待しております。町長が積み残された課題を、どのように反映、結びつけていくかについては、その手腕を大いに発揮できる環境が整っていることが、一つの条件となります。あらゆる施策や難問題に直面したときに、そのよき相談役となり、的確な助言が得られるパートナー、すなわち副町長を選任する必要があります。

また、町長が公務出張中に災害が発生した場合も、部長職を置かない本町には副町長が必要ですので、議案第67号 利根町副町長定数条例に賛成いたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

片山 啓議員。

○3番（片山 啓君） 片山です。この議案第67号に反対の立場から討論させていただきます。

この議案も提案されたのが、つい最近です。町民が、こういう議案に対する理解が深まったとは言えません。町長は、日頃から対話型町政を執行すると言っております。こういう問題についても、やっぱり町民の意見を聞く機会を設けて、町民に理解させて、それから条例制定という段取りを踏むべきだと、私は考えております。そういう立場から反対いたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

若泉昌寿議員。

○10番（若泉昌寿君） 私は、賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほどの質疑の中で、総務課長が、副町長を置いていない、そういうところは茨城県ではない、全部置けるようにしてあるという答弁をしております。私はこの資料を頂きました。これは茨城県の12町村の中ですが、副町長を置けないところは利根町だけです。

先ほどから、質疑の中で、町長もすぐ置くとか、そういうことは全然言っておりません。ただ、そういう副町長も置けるという、そういうことを決めておきたいんだと、そういうことなんです。私も全くそのとおりだと思います。

今の日本の国で、まずは後ろに議長があります。議長は商工会の会長です。恐らく副議長、副会長は2名いると思います。学校のPTAでもPTA会長、副会長もやはり2名はいると思います。会社においては社長がいれば、副社長もおります。銀行においても支店長がいれば、副支店長もおります。

ですから、今ここで置けるという、そういう条例を改正をすることは、大変私は重要なことだと思います。ですから、決まったからと言って、先ほどからも町長は言っていますが、すぐ置く、そういうことは申し上げてはおりませんので、私は大いに賛成です。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） 先ほども質疑で、町長に、1期4年間は、町長は副町長を置かなくても頑張ってやってきたと。それで、行政執行上、今までスムーズにできなかったということは、私たちも見ていて、そんなには副町長がいないと本当に行政が滞ったというようなことを、私はまだ見ていないんですよ。ただ、先ほど町長も言ったように、災害とか何か起きたときに、副町長がいないと、そんな危機的な状況になったときに必要だと、今すぐ置かなくても、ただ置ける状態をつくっておくんだというようなことなんですけれども、今ここで決めるような状態は、まだ私は早過ぎると。もっと町民にこのようなことで副町長を置かなくちゃなんないんだというようなことを、もっともっと知らせること。それと、ここに提案理由にもありますように、部長職を置かない町にとってと。それだったら、町に部長職を置いて、逆に返せば、部長職を置いて職員に、職員もそういうことは望んでいると思うんですよ。そのようなこともあるんで、今ここで、この議案第67号については反対いたします。

○議長（新井邦弘君） 議員各位に申し上げます。マスクはきちんと着用するようにお願いをいたします。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

船川議員。

○11番（船川京子君） 私は、副町長を置くことに対して賛成の立場で発言をさせていただきます。

私も議員をやらせていただいて10年たちますが、前任の町長の時代から、なぜ利根町には副町長がいなかったのかと、ずっと疑問を感じていました。この経緯は、今回のいろいろな

議員の皆様からの発言でよく理解しているところですが、実は佐々木町長と4年間、町長、議長という立場で共に仕事をさせていただく中で、何度か私のほうから、副町長を置くお考えはないのでしょうかと申し上げたことがあります。町長御自身もいろいろなことをお考えになり、今回議案として提出をしてくださったのだと思いますが、先ほど、町長は御自分が楽をしたいという、反対討論者からそのような発言がありました。私はそういったことは考えてもいませんでした。逆に、私がこの4年間町長にお願いしてきたことは、どうか町民のために、自主財源も厳しい町のために、外交に力を入れていただきたい。県、国に太いパイプを持ち、補助金を町に引っ張ってくる、それが一国一城のあるじとして、町民の皆様具体的に実効性のある仕事をしていただけるのではないのでしょうか、そういう話を積み重ねさせていただいてまいりました。

庁内内政に関しては、副町長がいらっしゃれば、ある程度委ね、町長が全体感に立って相対的な指揮を執っていくことも可能なのではないのでしょうかと、生意気なようですが、複数回にわたり、町長に申し上げてきた記憶があります。

今回提案理由として、危機管理というお話がありました。全くそのとおりだと思います。やっぱりこれは、町民の皆様のお安心安全を守るためには、最も大切な行政の体制づくりの一つであると認識をしております。その上で、今回の行政側の答弁として、早急に置くということではなく、置けないことに問題があるので、置ける体制をつくりたい。要するに元に戻したい、普通の体制にしたい、こういう提案理由でこの議案が出されたら、私は考えております。

以上のような理由から、この議案には賛成の立場を取らせていただきたいと思っております。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

花嶋美清雄議員。

○7番（花嶋美清雄君） 議案第67号に反対の立場で討論いたします。

提案理由を聞いても、私は納得できるものではなく、今の体制でも、この職員で十分対応できる運営ができると思っております。また、部長職が先だと思いますので、この議案に反対いたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成の議員の発言を許します。

五十嵐辰雄議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 大分、これまで、反対、賛成、討論はありましたけれども、行政組織、これは副町長を置かないというのは、これは異常です。12町村ありますけれども、なぜ利根町だけ副町長を置かないと。もし条例があっても、任命しなければ置かなくてもいいんだよね。条例だけは置くべきですよ。もし災害等起こった場合に、どうしても副町長の必要な場合は、また議会を開いて、やっぱり副町長を選任する義務があります。これは、副町長の人事案件は、これ専決は好ましくないんです。これは、地方自治法にも、町長がいないときに職務代理が、副町長を置くとか、部長を置くとか、そういう越権行為で

すよね。やっぱり行政組織が半端では、これ片肺飛行ですよ。これ飛行機の場合など、これは墜落しちゃいますよ。それで一々行政について町民の意見を聞けとかありますけれども、やっぱり議会があるんだから。日本は議会制民主主義、議員の気持ちは町民の代表です。利根町は人口1万5,500人くらいで、約12名おりますので、1,600人に1人の議員がいますので、十分に議員は、日頃、議会とか何か以外にも町民と接触して、よく幅広く町民の意向を聞いて、議会で実のある、ためになる一般質問、議会の議論等を、ただ足の引っ張りっこでは、議会は後退するのみです。ですから、この案については賛成します。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

石山肖子議員。

○6番（石山肖子君） 6番石山肖子でございます。この副町長を置くことに関する条例について、反対の立場で申し述べます。

まず、利根町特別職報酬等審議会条例、こちらは、第1条については読みます。町長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、利根町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。第2条は所掌事項、町長は、議員報酬の額並びに町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬及び給料の額について審議会の意見を聞くものとするとあります。

先ほどの総務課長のお答えが私は納得がいきませんでしたので、当時、もともとの報酬等についての審議会が開催されたときに、こちらのほうは、副町長について、前もってその職を置くということがなされた上で、この町長、それから教育長、副町長、議員報酬についての審議をすべきだったと私は判断いたしましたので、こちらの議案に対しましては反対いたします。

○議長（新井邦弘君） 討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第67号 利根町副町長定数条例を採決いたします。

原案を可決することについて、ボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

可否同数です。よって、地方自治法第116条第1項の規定により議長裁決とします。

議長は賛成です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開を14時30分とします。

午後2時20分休憩

午後2時30分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（新井邦弘君） 日程第3，議案第68号 利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例を議題とします。

質疑通告議員は6名です。通告順に質疑を行います。

9番五十嵐辰雄議員。

○9番（五十嵐辰雄君） それでは、第3条ですが、特別職の給料月額を別表第1に掲げる額とする。別表第1（第3条）関係ですが、県内各町村の給料について、町長、副町長、教育長を伺います。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐辰雄議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 令和3年4月1日現在の県内各町村の特別職給料でございますが、お手元にお配りの議案第68号答弁資料を御覧ください。

上から順に、町長給料の上位順で、横に町長、副町長、教育長の順になっております。

県内町村で一番高いのが、茨城町で町長86万8,000円、副町長66万8,000円、教育長59万円。次に、東海村、大洗町、城里町、境町、八千代町、阿見町、五霞町、美浦村、大子町、河内町の順となっております。

利根町を除く平均給料額は、町長75万5,900円、副町長60万2,500円、教育長54万6,500円となっております。利根町は最下位で、町長53万2,000円、教育長46万8,900円でございます。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） よく理解しました。以上です。

○議長（新井邦弘君） 次に、7番花嶋美清雄議員。

○7番（花嶋美清雄君） 議案第68号 利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例について質問いたします。

提案理由にある特別職報酬等委員会の答申内容は先ほどお聞きしましたので、その中で第2回の審議委員会、事務局から地方税と町村長の年額給料の割合、地方税と議員全員分、年額報酬の割合について説明があり、中野委員が、町長の月額が53万2,000円で、改定後が78万7,000円ということになる。大変な大きな幅になり、計算すると1.48倍になる。年収額だと860万円くらいで済んでいたのが、1,192万3,000円になるという中野委員からありました。これについての議論はどのようになされたのか、お伺いします。

○議長（新井邦弘君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 内容については、議案第66号でお話したとおりですが、これについての議論としては意見として載っておりますので、ただ、総括してほかの方の意見

を見てみますと、最終的には、現在の給料とその戻す給料の額が物すごく差があるということが見える。ただ、それは、もともとの給料を下げ過ぎたのが要因であろうと。最終的には、ほかの市町村と比較すると平均額に近いので、元に戻すことでいいのではないかという結論に至っております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） もう一つ、最終的にはその額に戻すということなんですが、また、中野委員からの質問で78万7,000円で行かなければいけないのか、それとも段階的に引き上げたらどうかという中野委員からの意見があったんですが、それについての議論というのはされたんですか。

○議長（新井邦弘君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 議事録の中では議論は載っていないんですが、意見としては確かに載っているんですが、どうなんでしょう、どの程度それに対して議論が行われたかは分かりません。ただ、最終的な結論としてまとめられたのは、先ほど言ったとおり、元に戻すことが妥当であろうという結論に至っております。

○議長（新井邦弘君） 次に、3番片山 啓議員。

○3番（片山 啓君） 議案第68号について質疑します。

町長は、日頃から町民の意見を聞いて町政を進める、いわゆる対話型町政です。言っておられますが、この件について、町民の意見を聞いたんでしょうか。

また、4年前の町長選挙では給与半減とうたい、当選されたいきさつがあります。その時点で、6年前の答申はほごにされたのではないのでしょうか。新たに諮問委員会を設置してこの件を諮問したらいかがでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 町民の意見を聞いたのかということですが、審議会条例において、議員報酬や特別職給与に関することは特別職報酬審議会の意見を聞くこととされておりますので、6年前の諮問において、前町長が報酬審議会に諮り、答申という手続を得ておりますので、それを引き継いで今回の議会に提案したということですが。

4年前の公約に掲げた給料半額については、福祉バスの増車に係る費用を捻出するため給与を半額にしたもので、答申とは全く関係ないものです。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 6年前の町長と今の佐々木町長とは、行政運営方針が違っていません。特に最近、佐々木町長からは対話型、対話型という言葉が聞かれています。そういうことであれば、何でこの町長の値上げを、給与値上げを町民の意見を聞こうという努力をなされなかったんでしょうか。

議案第66号の提案のときには、町長は、議会が提案したから上げなきゃいけないと。この議案第68号については議会では一切協議しておりません。審議していません。その辺の

件をお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 諮問と答申，一緒なんです。一緒だから一緒に上げたということでございます。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 今の答弁ちょっと理解できません。もう少し詳しく教えてください。

○議長（新井邦弘君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 6年前の諮問，答申なのですが，諮問について議員報酬とともに，町長，副町長，教育長に関して諮問しております。答申も同様に，議員報酬，特別職の給料という形で，町長，副町長，教育長という形で答申されております。

議会の報酬だけ議案は別になってしまうんですが，諮問，答申が一緒だったことから，議会のほうの報酬を議会にかけるのであれば，当然，町長，副町長，教育長の給与に関しても上げるべきと考えて，今回一緒に提出させていただいたものでございます。

○議長（新井邦弘君） 次に，6番石山肖子議員。

○6番（石山肖子君） 6番石山肖子でございます。私の質問は，提案理由に記されている平成28年の特別職報酬等審議会での審議で，給与などの算定の根拠についてどのような意見があったか。私も議事録を見ているので，意見については，私の読んだ範囲で段階的にベースアップをと思っている，段階的に上げていく方がよいのではないかというようなこと。さらに，議案第66号で申し上げました妥当額の根拠というのは持っていないし，難しいので，これについては，町長のほうに根拠について説明できるようにお伝えしてくださいというような意見がありますが，そのようなところで，算定の根拠について，どのような意見があったか，一応用意されたと思うので，今のような私の把握の仕方によろしいかどうか。違うところがありましたら，お伝えください。

○議長（新井邦弘君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 先ほど議案第66号で，石山議員の質疑で詳細はお答えしたとおりなのですが，要約すれば，税収が減っていく中で報酬等引き上げることは，住民の方も理解は難しいと思うが，議員や特別職においてはそれぞれの職責で重責を担うことや，県内の町村と比較しても下位にある。また，町長の給料については下げ過ぎたことから，今回の上がり幅が大きく目立つが，議員特別職とも今回元に戻した額が，県内町村の平均に近いことから妥当だという意見がございました。

○議長（新井邦弘君） 次に，5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） 議案第68号 利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例。それで，議案第66号と同様に，6年も前の特別職の報酬審議会ですか，それで答申で提案されたというようなことなんでしょうけれども，私としては，新たな報酬審議会

を立ち上げるべきだと。それで、町民の意見を聞いて改正というような形になることが、私としては一番望ましいのかなというように思っているんですけども、6年前の答申をそのまま引き継いできたというようなことが、どうしても、現在、現況に合っていないところもあるのかなというように思うんで、その辺いかがですか。

○議長（新井邦弘君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 議案第66号の御質疑でもお答えしたとおり、新井議長から報酬審議会の答申に基づく報酬額等の改定を議会全員協議会で議論する旨の話があったことから、財政状況については、直近のものを議長宛てに送付しております。

この件は、平成28年から懸案事項となっているものであり、議会全員協議会において上程することに賛成多数であった旨を議長から文書で通知されたことから、審議会で答申のあったものを上程し、議会で議論していただくべきであろうと考えたから、今回、上程したものでございます。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） だから私の聞きたいのは、今、町長がそのような答弁なんだけれども、新たに町民の意見を聞くというようなことであれば、新たに報酬審議会を開いて、組織して、メンバーも違うでしょうから。そのようなことがあってよかったのかなと、私はそう思っているんですけども、その辺はどうですか。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 金額を変えるんだっつらば、当然、諮問また新たにやるしかないんですが、金額が変わってないですから、そのとおり上程させていただきました。

それと、何で今なんだという、この間の一般質問でも答弁しましたが、私は就任して1年目、1年ちょっとにこの案件を議会に出しています。時期尚早だろうと、もうちょっと待ってくださいという意見があったんで、それがそのままになっていて、また出した。議会のほうから、今度は来たから上程したというのが流れでございます。

私のほうからは1期目の1年目、自分が就任して1年目のときに提出していますから、残っていたんで、答申が。そして、後からちょっと待ってくれということで上がってきたのが、言われたのが残っていたもので、議会で全員協議会でもんでいただいて、上がってきて、上程されたから上げた。その間、随分あったわけですから、皆さんは議員として町民の代表なわけですから、みんなにいろいろな意見を聞いて、この議場で発言してくれるだろうと私は考えて、この議案を上げました。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） だから、町長が言うように、議会は議会でいいと思うんですよ、議会のその決定は。それを、町長、今度、副町長、教育長というような形は全然。だから、それは私は違うと思っているんですよ。議会から上がったから、議会は議会だと私は思っ

ているんですけれども、その辺どうですか。

○議長（新井邦弘君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 今回さつき片山議員のときもお話したんですが、議会議員の報酬、それと町長、教育長、副町長ですか、これは諮問も答申も同じもので、別々じゃなくて同じものでされています。議会の議員の報酬、条例、これを改定するのであれば、当然同時に出すべきであるというふうに考えております。

○議長（新井邦弘君） 次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 質疑をいたします。町長、教育長等については、平成28年のどうのこうのということでお答えがあるかと思うんですが、特に副町長の給料を定めた経緯、これについてお伺いしたい。

○議長（新井邦弘君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 副町長については、当然、町長も教育長も給料を段階的に下げてきたんですが、下げる前の当時のものに戻すべきであろうという議論というか、結論になりました。

○議長（新井邦弘君） 質疑は終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 議案第68号 利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例について反対の立場で討論いたします。

この答申は平成28年のもの、約6年前のものであり、利根町は翌年、平成29年4月1日付で4年間、過疎地域に指定されました。過疎地域は延長され、いまだ過疎地域を脱却できずにおります。また、新型コロナウイルス感染症が蔓延して、働き口もなく苦勞されている方がいる。

先日、審議委員会の方にお話を聞きました。今の時期ではない、年数が経過している、また新たに特別職の報酬の審議委員会を開くべきと答えております。そして一番に、町民の理解が得られない。

最後に、町長は今の給料で満足していると答弁しているため、この議案に反対いたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

大越勇一議員。

○4番（大越勇一君） 議案第68号 利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例に賛成討論をいたします。

佐々木町長が就任してから行政改革に取り組み、削減を図ってきたことで、町の財政構造を判断する指標である経常収支比率は88.5%に改善され、健全化判断比率である実質公

債比率は1.8%と財政状況は芳しく改善されました。近隣市町村の特別職の報酬と比較しても妥当だと思いますので、議案第68号に賛成いたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

片山 啓議員。

○3番（片山 啓君） 片山です。私は、この議案第68号に反対の立場から討論させていただきます。

議案第66号と同じように、答申は6年前です。そのときから、社会情勢は大きく変わっています。何度も申し上げていますが、コロナ禍で非常に困っている人がいっぱいいる、日本全国、利根町にもいっぱいいると。6年前にはそういう状況じゃありませんでした。ですから、この際、やっぱりもう1回、町民の意見を聞くと、それが、対話型市政の進め方の原点ではないか。そういう意味で、それを省いて、もう社会情勢も変わった6年前の答申を基に値上げをするということには反対いたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

五十嵐辰雄議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 私は、賛成の立場で討論いたします。

先ほどの議案の中で討論はありましたが、これについては、平成28年8月2日付で、当時の遠山町長に対して、利根町特別職報酬等審議会から諮問に対する答申がありました。ここに当時の委員長さんもいらっしゃいますけれども、答申を踏まえて、平成28年12月の議会に、町長は、議員の報酬月額及び町長並びに教育長の給料月額を改正する条例を上程しようと思って準備を進めていました。しかし、諸般の事情により、上程することを撤回しました。町長は何らかの外部的要因によって撤回したと思いますが、審議会でも諮問し答申を受けたわけですから、当然、これは答申を尊重することが為政者の責任でありまして、本旨です。ですから、町長は、その当時、その外部要因を除去して可及的速やかに上程するのが、行政の責任でございます。このような審議会では、非常に審議内容が曖昧で、形ばかりの形骸化がしてしまいます。確かにこういう例は、利根町では過去にそういう例はないと思うんですが、こういう悪い痕跡を残してしまいました。

佐々木町長としては、この答申を受けて、相当な期間過ぎました。6年間という話も出ましたけれども、6年前と現在は大分行政関係は違いますんで、早速、その判断資料、6年前の判断資料これをどうするかということで、直近の財政状況、特に経常収支比率、地方債残高、実質公債費比率等の資料の提出を求めまして、慎重に検討しました。財政については、利根町は過疎地域に指定されておりますが、行政努力によって、現在は改善傾向に向かっております。

そしてまた、町長の給料の値上げですが、町長の職責については、行政の最高責任者であって、町民生活に大きな影響を及ぼす権限を持っています。そして、その職責と責任は極めて重大です。地方分権の進展や住民ニーズの多様化により、行政需要はこれからますます

ます増大していきます。特に、地方分権というのは、国や県から権限移譲が進み、町長の専門性の高い行政、高度な行政判断を求められています。佐々木町長は、利根町の行政として、できるものはなるべく利根町で行政処理をしたいと、快く国や県の権限移譲を受けています。県内では44の市町村ありますが、利根町は小規模自治体に当たります。進んで権限移譲を受けて、自己完結都市を目指しています。

そういうわけで、町長は再三言われていますけれども、前例や横並び主義とか、そういうものを払拭して、新たな課題に挑戦し、利根町の新しい建設を進めています。

以上により、町長の行政の本質について敬意を表しまして、本案は賛成いたします。以上です。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） 議案第68号 利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例というようなことで、反対討論いたします。

さきの質疑でもしたように、6年前の答申であり、現在とは状況も変わっております。人口の減少は、これからも進んでいくと思われれます。町の財政は好転していると言っておりますが、町税の減少もあり、町税で人件費も賄えないような状態であると、私は思っております。

何回も言うようですけれども、新たに特別報酬審議会を開催し答申を得ることが、私はこれが一番大事だということに思っておりますので、この議案第68号については反対いたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

山崎誠一郎議員。

○2番（山崎誠一郎君） 山崎でございます。議案第68号について、私は賛成討論をいたします。

まず初めに、私の意見を言う前に、6年前、6年前と言いますが、6年前になぜ途中で取り下げたのか、もう再度、当時の諮問委員長に、片山さんに問合せしたいと思えます。そのときやっておけばよかったじゃないですかと、誰しも思っていることなんです。何で取りやめたのか。そういったこともあるというのを、ちょっと認識しておいてください、6年前、6年前と天の声のように言っていますけれども、理解できない人は大勢いらっしゃいます。

それと本題に入りまして、佐々木町長就任時、これも何度も何度も同じ質問される方がいますが、就任時、町長は給料を半額にしました。これ公約です。公約でした。その代わりに、福祉バスを1台寄附というか、町に給料半額にして貢献したいんだと、そういう約束で1台買えたんです。買った後に戻したということなので、同じ質問をもう何回も何回もやっていますけれども、これをライブ中継も、ここにいらっしゃる傍聴の方にもお知らせ

しておきたいと思えます。

佐々木町長就任以来、利根町始まって以来、上野のコンコースでの販売、それも1日、2日、3日、5日ぐらいありましたけれども、1回だけじゃなくて、もう三度、四度と上野の駅まで足を運んだと。あと、箱崎もありました、富里もありました。そういったことを、今までやってないことをいろいろな仕事をやって、我々としてみれば、当然、副町長もいなかったんで、利根町だけは。だから大丈夫かなと、町長、痩せちゃうんじゃないのかなと、そんなことも心配したんですけれども、それを乗り切って、今まで利根町ではやってこなかったことを、町長はやられております。

再度、例を挙げさせてもらおうと、2年で合併できなかつたら辞めると言ったにもかかわらず、謝罪も説明もけじめもつけないで、4年間やって1,000万円の退職金をもらった方もいます。そういった方もそういったことをしないで、一生懸命、地道に4年間、真面目に仕事をしていて。

確かにね、大きく上がったようには見えるんですよ。ところが、元が低いんです、利根町。さっき総務課長が言ったように、11町村の中で今回上がった分は、多分平均よりちょっと下ぐらいになるんですね。下ぐらいになって、それで頑張っていこうと。ただ、ほかのところは、副町長が今いるんですよ。町長は副町長の分も働いて、今低くて、これを今度、副町長も置かないとは言っておりますけれども、私は置いてもいいと思っています。だって、緊急のためなんだから。緊急のときに何かあったらすぐに対応できるように、私は置いてもらいたいと思っているんですが、今のところ置く予定はないということで、実質2人分働いているわけですよ、ほかのところは副町長もいるわけですから。そういったことも含んで、これからもどうか活躍していただいて、一生懸命やるはずなんです。今も、2回目の当選後も、一生懸命欠席しないで、仕事をしています。

働いた分はあげてもいいと思うんです。さっきの議案第66号の議員じゃないですけども、議員の我々も今度5万円上がりますよね。上がったら、その分、働かなきゃいけないんですよ。町長も上がったら、多分もっと上がって、体を壊さないように心配になりますけれども、一生懸命今以上働いてしまうと。だけれども、多分そうしてくれると思うんです。

そういったことで、今まで低くて、今回、大体戻して、それでも市町村のうちの半分より下ですか、総務課長。半分より下。それで、副町長がいなくて、ほかは全部いるんです。それを1人でこなしているといったことも含めて、私は賛成といたします。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

井原正光議員。

○8番（井原正光君） 私は、議案第68号について、反対の立場で討論をしたいと思いません。

再三、意見が出ておりますように、町長の給料、町長等の引上げについては、佐々木町長御自分で特別報酬等審議会に諮問して、その答申により、議案をこの議会に上程していただければ何ということないんですよ。ですから、そういう過程を踏んで、手順を踏んで議論しましょうよと言っているだけなんです。何でかたくなに平成28年の審議会のやつを持ってきて、一生懸命それを正当化しようとしているの、それが分からないんですよ。

町長、御自分の給料を諮問する、その難しさというのは分かりますよ。分かりますけれども、やはり御自分で審議会にこのぐらいだったら、俺はこういうふうにいるんだと。それはみんな認めているんですから、何でその審議会にその額を示さないのか。何で、とんでもない昔の額を持ち出して、それを生かそうとしているのかと。審議会委員だって何だって違うでしょう、今は、全然。だから、新しい審議委員を委嘱して、その委嘱した審議委員に諮問する、それで済むことなんですよ。

ですから、議案を上程してくださいと言うしかありませんけれども、ここに、副町長の、今度、給料月額60万円というのがあるんですね。それで、さっきもちょっと質疑したんですが、副町長の給料の決め方、これも審議会に諮問しなきゃならないんですけれども、特別審議会条例の中には、副町長というような言葉はないよね。だから、諮問できないじゃないですか。だから、どういうふうに決めたんですかということを知っているんですよ。ですから、ちゃんと、まず特別報酬審議会の条例を改正して、その中に副町長を置いて、文言を置いて、それで、その審議会にかければいい話じゃないですか。

役所ですから、やはりその手順を踏んで、飛ばさないでちゃんとやっていただきたいというふうに思うんです。特に今回このように時間をかけて、町長の給料等について審議していますけれども、本当に今回は多くの町民の方が注目をしている案件になってしまったんですね。ですから、もうずるは許されないんですね。

例えば、窓口にお客さんが来た。そうすると、窓口で対応している職員というのは、その来たお客さんに対して、何々が足りませんねとか、何々が不足しているから持ってきてくださいというふうに言うと思うんですね。そういうふうに言うと思うんです。町長の給料については、条例で手順が決まっているのに、それを省略して、お手盛りというわけにいかないでしょう、これは。これを議論しなかったら、町民に我々議員が責められますよ。ろくろく議論もしないで決めちゃったと。ですから、ちゃんと手順を踏んでやれば、こんなに時間かけなくても、これは成立するんですよ。したんですよ、私はそう思うんですね。

そういう今後もしろいろあると思うんです、報酬ばかりじゃなくて。だから、常に上位法律等を勘案しながら条例つくってありますから、その条例に基づいて決めていきましょうよ。そうすることによって、こんなに長い議論は必要ないというふうに思っています。

とにかく、この議案第68号については、今のようなことで反対といたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

若泉昌寿議員。

○10番（若泉昌寿君） 私は議案第68号に対しまして、賛成の立場から討論を行います。

先ほど、石井議員の質疑の中で、町民の声を聞くべきだ、そう申されておりました。それで、井原議員を中心とした議員と町民の懇談会というか、そういうものを、先ほど言いましたが、文化センターと生涯学習センターで行われました。私は生涯学習センターのほうを女房と2人で参加しましたが、参加人数は、先ほど申しましたように、両方で約20名。

それで、その中で、町長の報酬の件に関しては、私は出なかったのかな、そのような記憶をしております。また、議員の皆さんのほうから、町長の報酬に関してはどうですか、町民の皆様に対して何うこともなかったのかな。これは生涯学習センターの話ですから、文化センターのほうでは分かりませんが、そのように記憶しております。

それで、今の佐々木町長は、今から約9年前ですか、町長に立候補しました。その前の町長は、井原議員でございました。それで、私、町長と一緒に、夏ですから汗を流しながら、町民の皆さんに訴えたんですが、その努力が実を結ばなくて、2回落選いたしました。もう佐々木町長も3回目は立候補しないのかな、私は心の中でそう思いましたが、もう一度何とか立候補させてください。ですから、協力をお願いします。私のところへ来てくれましたので、内心、私は、よし、じゃあ、もう一度やろうということで、また踏ん張って町民の皆さんに訴えまして、その結果、町民の皆さんが理解していただきまして、3回目できるよう、この利根町の町長として、これから仕事できるようになりました。

町長は以前から申していました。私が何とかこの町をよくするんだ。利根町を思う心、これが佐々木町長のスローガンでした。ですから、私も当選した後は、町民の皆さんにも、お礼の言葉じゃないが、挨拶回りもやらなくちゃいけないよ。町長、どうだろう。それは分かっている。でも、自分としては、町長としてまだ本当に何にも分かっている。ですから、周りの市町村の皆さん、その首長さんの皆さんともよく話し合いながら協力をいただかなければ、この利根町はよくなるんだ。ですから、挨拶回りはもう少し待って。そういうことで私も何回も求めましたが、まだ2人で一緒にお礼の言葉、挨拶回りは、これは違反になりますが、回っておりません。その代わりに、町長は、各、茨城県はもとより、この周りの首長さんそういう方たちとも、今現在お互いに話し合いながら、いろいろと町をよくするためにやっております。

現に、利根町が、17年合併が壊れたと。もし壊れなかったら、今の112号線、これはもうそのときにできています。また、103号線これもできています。さらには、取手東線も既に開通はしていたと思います。しかしながら、これも合併ができないから、今、佐々木町長は一生懸命やっているところでございます。おかげさまで、茨城県の知事の協力、また県議会の皆さんの協力もありまして、取手東線もようやく工事、目に見える工事はまだなんですけど、やれるようになりました。112号線も、これは町の金でやっている状況でございます。また、103号線もようやく、これはもう工事に入れるような状況になりました。これも全て佐々木町長の努力と、私は思っております。

これからも一生懸命やってもらうためにも、その分、副町長は今決まりましたので、これから町長の給料も上げるのではなく元に戻るんですから、皆さん、そこは誤解のないようお願いしたいと思います。

以上で討論を終わります。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

石山議員。

○6番（石山肖子君） 6番石山肖子でございます。議案第68号 利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例に対して、反対の立場から討論をいたします。

一つ目の理由は、これが現在の時代背景、社会情勢などを加味するということが、この議案については必要であると思います。この提案理由にあります、特別職報酬等審議委員会ですが、そもそもどういう役割として、この審議会がどのような判断材料を提供するかというような観点とともに、私が考えますこの審議会の役割というものに、例えば1年に1回、議員の報酬についての議員からの考えをこちらに諮問して答申をいただく、そして据置き、この据置きでよいかどうかというような形で、例えばです、そのような形でこの審議会に考えていただき、継続的に、その当時の、その現時点での、実際には一、二年前からそちらのほうで自分たちのほうから提案したものを審議していただくというような形で動いていただく、そのような仕組みだと私は理解しております。

しかしながら、今回の議案に対しては、何遍も言ってしつこいようですけれども、5年2か月前の答申ですから、そこに社会情勢を加味しなければいけません。過疎地域に指定されていること、新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、生活にお困りの方と、やはりその状況を住民から聞いております。生活が苦しいということを、身近なところから聞いております。それを加味すると、こちらの議案第68号については反対せざるを得ません。

以上で反対討論を終わります。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

船川京子議員。

○11番（船川京子君） 私は、賛成の立場から発言をさせていただきます。

まず最初に、この改正のお話をいただいたのが、町長も複数回にわたりおっしゃっておりますように、私が議長のとくに、町長が当選されて最初の頃に、まだ答申が生きるので議会として対応してはどうかというお話をいただきました。時の副議長とも相談をし、議員の皆様にも御意見も伺ったところ、町長が報酬を半減しているさなかに、そのような議論は望ましくないのではないかという大半の議員の意見により、見送りすることになりました。

その後、改選があり、また2回目、私が議長をやらせていただいたときにも、町長のほうから答申がまだ生きている、議会のほうで検討してみてもどうか、そのようなお話をや

はり複数回にわたっていただきました。時の副議長とお話をさせていただく中で、議員の報酬と議長の給与はセットで答申はされておりました。ゆえに、議会としてもセットで議論をしていく。そして、時の副議長、現議長ですけれども、議員定数の見直しも含めて全体的に見ていこうという話がありました。また、複数の議員さんからは、先ほど来担当課長が発言されておりますように、下げた金額があまりにも大きい、それは大きな議論の余地があると私も感じております。時の町長が、どのような意図でこれだけの金額を減らしたのか、私には想像することもできませんが、今後、将来に向けて、先ほども申し上げましたが、本当に頑張ろうと思った人材が出てきたときに、町長の給与はほぼ100%生活給だと思えます。そういう中で、現役世代は厳しい状況もあると思えます。

また再度重ねて申し上げますが、これは議会のほうから、町長に議長が議会の意思としてお伝えして、それに対して町長が対応をし、上程された町長提出議案になったものに対して、今議論をしているわけです。であるならば、出す前に何度でも議長に、議会として議論を重ねたいという申し出があってもよかったのではないかと、私はずっとこの賛成討論、反対討論を聞いている中で感じました。

以上のことから、私はこの議案に対して賛成をさせていただき、町の代表として外交ができるお立場にあるのは、町長だけなんです。その町長が、本当に御自分の力を最高の形で発揮して、私たち町民のために働いていただけることを期待させていただくことも併せて、この議案に賛成をさせていただきます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第68号 利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例を採決します。

原案を可決することについて、ボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

可否同数です。よって地方自治法116条第1項の規定により議長裁決とします。

議長は賛成です。したがって、議案第68号は可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第4、議案第69号 利根町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例を議題とします。

質疑通告はありませんので討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第69号 利根町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例を採決します。

原案を可決することについて、ボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第5，議案第70号 利根町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告議員は1名です。質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 条例中の文言の改正，この背景にあるものは何なのか，ちょっと説明してくれませんか。総務大臣を内閣総理大臣に変わることによって，どういうふうになるのか分からないので，説明してください。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 簡単に申し上げますと，組織の改革でございます。デジタル庁につきましては，総務省からデジタル庁に移管されまして，デジタル庁は内閣総理大臣が直轄にあるため，要するに総務省からデジタル庁に移管されたと，所管が移管されたということで，デジタル庁のトップである内閣総理大臣に変わったということでございます。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 要は，要するに国家による一元化を図ったと。大臣じゃなくて総理大臣に，その最終的なものを要するに一元化を図った，そういうふうに理解していいんでしょうか。違いますか。

○議長（新井邦弘君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 内閣総理大臣がトップなので，一元化と言えば確かに一元化なんですけど，総務省管轄であったものが総理大臣直轄の部署になったということでございます。

○議長（新井邦弘君） 質疑は終わりました。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システム起動します。

議案第70号 利根町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。

原案を可決することについて、ボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開を15時40分とします。

午後3時30分休憩

午後3時40分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（新井邦弘君） 日程第6、議案第71号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告議員は1名です。質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 今回、40万4,000円から40万8,000円ということで4,000円引き上がるわけなんですけど、実際、我々が認識しているのは42万円ということで認識しているんだよね。この前、何かちょっと説明があったかと思うんだけど、もう一度ちょっと分かりやすく説明していただけますか。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

直江保険年金課長。

○保険年金課長（直江弘樹君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

今回の改正で、出産育児一時金40万4,000円を40万8,000円に改めるものが実際幾らお手元に届くかとの御質問ですけれども、改正前は出産育児一時金40万4,000円に、産科医療補償制度の掛金1万6,000円を加算した合計で42万円となります。今回の改正は、出産育児一時金が40万8,000円に、産科医療補償制度の掛金1万2,000円を加算した42万円ということで、改正前、改正後共に42万円になります。

説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） この掛金というのは、これは町のほうで払うんですか、掛金、4,000円減額されたというようなことかと思うんですけれども。

もう一つは、保健法の施行令にあるところの医学的管理の下における出産の規定というのがあるよね。これについて、この42万円との関連について、ちょっと説明してくれますか。

○議長（新井邦弘君） 直江保険年金課長。

○保険年金課長（直江弘樹君） まず、掛金は町かということなんですけれども、産科医

療制度、これは具体的に言いますと、分娩に関連した、それで発症した重度脳性麻痺のお子様の家庭の経済的負担を緩和するため、また、つまり訴訟など争ったときの早期解決のために、産科医療制度に加入されている医療機関があります。この掛金は保険が入っている、国保なんですけれども、その部分も含めた42万円の支給となります。

それと、この医学的ということは、先ほども言ったとおり、医療機関の産婦人科とかそういうところで、この産科医療制度に入っているところに対して、その掛金を助成、負担しますので42万円、それに入っていないところは、その掛金を差し引いた額になります。

説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システム起動します。

議案第71号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

原案を可決することについて、ボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第7、議案第72号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告議員は2名です。通告順に質疑を行います。

5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） それでは、議案第72号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、現在の3方式から2方式にした場合、納税義務者にどのような影響があるのか。

それに、これは茨城県の国民健康保険運営方針に基づいてというようなことで、4方式、3方式、それから2方式というように改正するというようなことなただけけれども、この改正で世帯割というのがなくなったと思うんですよ。だから、その辺で、この税条例だから、納税義務者にどのような影響があるか、その辺詳しく説明してください。

○議長（新井邦弘君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

直江保険年金課長。

○保険年金課長（直江弘樹君） それでは、石井議員の御質疑にお答えいたします。

国民健康保険の場合、納税義務者、世帯主の名前で納付書が発送されます。国保税の納付書の内訳は、従来どおり、国民健康保険加入者の部分で保険税を算定されます。また、

世帯主が社会保険，また，後期高齢者医療保険の他の保険に入っている方に対して，家族が国民健康保険に加入している場合は，擬制世帯になりますので，軽減世帯の判断基準として世帯主の所得を見ます。今回の2方式の改正することにより，個人の単位での賦課額が明確となりますので，あと，後期高齢者医療制度も2方式を採用しているので，移行しやすいことと，何よりも1人当たりの税額が均等になり，税の公平性が保たれることによるものです。

あと，先ほど石井議員のほうで茨城県国民健康保険運営方針ということで，茨城県の知事の発表で，当初は令和3年に実行する予定だったんですけども，市町村会とかで，やはり時期が早過ぎる，すぐ説明ができないということで，令和4年に改正時期を1年ずらして行ったような経緯があります。一応こちらとしても，その県知事のほうで，茨城県で2方式を採用したいということで説明がありましたので，当町も2方式で進めていくということで，今回の条例改正を提出した理由になります。

説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） それで個人に跳ね返ってくる2方式にして，本当にその改正が納税義務者に有利な改正なのか，その辺なんですよ，一番聞きたいのは。

それで，所得割で100分の6.6が100分の5.0，これは下がりますよね。均等割1人当たり2万1,500円が2万8,000円，これ逆に，均等割では2万1,500円が2万8,000円にも上がるわけですよ。だから，このような改正で，あと世帯割ですか，世帯均等割については2万1,500円がなくなるというようなことなんだけれども，これはみんな，所得によってはみんな違いますよ，それは分かりますよ。それと医療費，その医療費の額がかかればかかるほど，保険税を余計取るしかないでしょう。

そのような状況で，この改正，2方式の改正が，これはみんないろいろ所得が違うから違ってくるのは当然。だけれども，この改正が本当に有利な改正なのかどうか，その辺，説明してください。

○議長（新井邦弘君） 直江保険年金課長。

○保険年金課長（直江弘樹君） 石井議員の御質疑にお答えいたします。

本来，今回の改正なんですけれども，県の報告している事業年報のところで，保険料徴収はしているんですけども，財源内訳としまして，後期高齢者の保険の納付金，この部分が毎年5,000万円ほど不足しております。その部分を，医療費の部分で全体で補っているような状態ですので，それに基づいた形で税率を今回改正しております。

ちなみに，令和2年度で言いますと，後期高齢者の部分で，納付金で5,448万2,000円の不足，介護分で約1,000万円ほどの不足が出ていますので，その部分が医療費の部分で充てているという状態であります。今回の改正はそれを，不足分を直すような，平準に直すような形での税率改正で行っております。

説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今の説明で、5,000万円も増えるのかなというようなことになると、被保険者に対しては、これは国保税が上がるということでしょう、簡単に言えば、違いますか。下がるんですか、逆に。これ有利な、だから、その納税義務者に有利な改正ですか、これ。その辺聞きたいんですよ。

○議長（新井邦弘君） 直江保険年金課長。

○保険年金課長（直江弘樹君） 今回の改正ですけれども、先ほど後期高齢のほうでは5,000万円不足しているということなんですけれども、実際、逆に言いますと、医療費の部分で、今回減額しております。その部分での税率改正でありまして、今回改正で3方式から2方式のシミュレーションをしますと、その部分を平準化、平準化というのは所得割で50、あと1人当たりで50と応益を完備しながら課税しております。今回、全体的には、今の3方式と比べると、幾らか保険税は安くなるような形で算定して、今回の上程しております。

説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） 次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） なかなか難しいですね、この担当者は、いろいろ苦慮されているのはよく分かります。要するに人口が減って、要するに納付金も下がる。そういう中で、高齢者の支援分が伸びている、上がっている。さらにまた2号保険の持出し分が、要は介護保険です、介護保険のほうも持出しが上がっていくという中での改正だというふうに理解しています。

それで、第1表、第3表を合計しますと、所得割が9.4から9.3ということで、下がっているんです。一見、所得のない人からはお金取らないんだということで、何かいいような感じもいたします。また、さらに世帯均等割が3万4,000円がなくなっちゃった。いいですよ、これも。

ところで、その問題は、被保険者の均等割なんですよ。これが、2万2,600円高くなるよね。3万5,000円が5万7,600円ですから。このしわ寄せがどこに来るかということなんですよ。第1被保険者に行くんじゃないかなと思うんですけども、違いますかね。

これが払えない場合は、どうなんだろうかと。その辺の大きな問題があるような感じするんですが、どうなんでしょう。改正に当たっての国等の説明はどういうふうにされていますか、お聞かせいただけますか。

○議長（新井邦弘君） 直江保険年金課長。

○保険年金課長（直江弘樹君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

今回の、今後の被保険者への影響というところの質問だと思いますけれども、今回の国保税の算定、これは国保連合会から示されているシミュレーションを基に、今回の改正の

案を出しております。

令和3年7月1日現在の加入状況と、あと、その方々、加入者の所得とかそういうのを計算で算定しております。

医療後期支援者の被保険者というのは、7月1日は4,450人、介護分の被保険者は、これは年齢が違いまして、40歳から64歳の方で1,159人になります。これを年間調定額から全体の被保険者、先ほど言いました4,450人を割り返していきますと、現行の3方式では年間1人当たり7万8,307円、これを今回の改正案であります2方式で算定しますと、1年間で7万6,166円となりまして、約2,141円が安くなると見込まれます。

この保険税等の収入を、茨城県医療納付金として県へ納付しまして、今後、県納付金の金額によって、被保険者への保険税額により影響が出てくることも想定しております。これの保険給付額は県で管理しているため、茨城県全体の医療費、国保加入者数の状況、あと県で管理しています財政調整基金、また、公費負担分などの財政状況によって、町の負担の納付金も変わってきます。今後、県納付金が高くなる傾向になったときは、税率額の改正も必要と思っております。

また、保険者への影響についてですが、3方式の現年課税分の調定額は、算定としては3億4,846万5,000円、2方式にしていまいますと3億3,893万8,000円と見込んでおります。3方式と2方式の差額としましては、952万7,000円の差額と見込んでおります。

説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） 質疑は終わりました。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第72号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

原案を可決することについて、ボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第8、議案第73号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

質疑通告議員は5名です。通告順に質疑を行います。

4番大越勇一議員。

○4番（大越勇一君） 議案第73号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第6号）、29ページ、款9教育費、項1教育総務費、目4学校建設費、節14工事請負費、小学校統合改

修工事8,965万円について伺います。

工事の目的、概要、工事費について伺います。

○議長（新井邦弘君） 大越勇一議員の質疑に対する答弁を求めます。

中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、大越議員の御質疑にお答えいたします。

29ページをお開き願います。

款9教育費、項2小学校費、目4学校建設費、節14工事請負費、小学校統合事業、小学校統合改修工事で8,965万円の増額の目的につきましては、文部科学省から学校施設バリアフリー化推進指針により、障害のある児童、学校施設を利用する地域の障害者及び高齢者へ配慮することの有効性が明記されておりますので、今回、文部科学省所管の学校施設環境改善交付金の交付を受け、エレベーター棟を建設し、エレベーター及びバリアフリースイレを整備するものでございます。

エレベーターの建設位置は本校舎の北側、中庭部分の昇降口寄りで、エレベーターの定員は11人、積載質量は750キログラムを予定しております。工事費につきましては、エレベーター棟、エレベーター及びバリアフリースイレ増設工事で8,965万円になります。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、10番若泉昌寿議員。

○10番（若泉昌寿君） 款14国庫負担金、目、民生費国庫負担金、新型コロナワクチン接種対策国庫負担金4,018万7,000円、これは、私の聞きたいのは、3回目のワクチン接種について詳しく説明を求めます。

○議長（新井邦弘君） 若泉昌寿議員の質疑に対する答弁を求めます。

狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） それでは、若泉議員の御質疑についてお答えさせていただきます。

新型コロナワクチンは、感染予防、重症化予防の効果が認められていますが、時間の経過に伴い、徐々に効果が低下していくことが示唆されていることから、国により追加接種として3回目の接種を実施することが決まりました。

実施期間は令和3年12月1日から令和4年9月30日までで、対象者は新型コロナワクチン接種を2回を終えた18歳以上の方となります。

接種時期ですが、現在のところ、2回目接種完了日から原則8か月以上を経過した方を対象に、1回の接種となっております。

使用するワクチンでございますが、3回目の接種として既に承認されておりますファイザー社製か、今後近々承認される予定であるモデルナ製のワクチンを接種することになります。

現在、町内の先生方に御協力いただきまして、安全に、そして円滑に進められる接種体

制整備を図っているところでございます。

接種費用は無料で、接種に係る経費の財源は、新型コロナワクチン接種対策国庫負担金で、今回の補正予算の歳入としまして4,018万7,000円を計上しております。

現在の進捗状況について御説明いたします。

接種券につきましては、2回目接種完了日から8か月を経過した方に対してスムーズに予約ができるよう、複数回に分けて接種券の通知を発送する予定であります。なお、1回目、2回目の接種が優先接種の対象だった医療従事者や消防署職員など、今年4月までに2回目接種が完了された方には既に12月1日に通知を発送しており、勤務先もしくは町内の医療機関で接種していただくことになっております。

一般町民の方への接種券の発送についてですが、本町では、国と県の方針にのっとり、介護施設、障害者施設の入所者及びその施設の従事者を優先的に接種いたしました。また、町内に居住する高齢者は年齢の高い順に接種を開始しましたので、これらの方が、2回目接種の終了日から8か月を経過する年明け1月末から順に接種券の発送を予定しております。その後も2回目の接種から8か月を経過した方から順次、発送する計画であります。

しかし、変異ウイルス、オミクロン株の確認により、接種時期を6か月に前倒しするかどうか、国において今協議中でまだ明確な結論は出されておらず、正式な通知も受理しておりません。よって、現段階では、2回目接種日から8か月を経過した方から順に3回目の接種ができる準備を進めているところでございます。

次に、国のワクチン配分計画ですが、これはあくまでも2回目接種から8か月经過をした方の人数を基に計算されております。現在、国からのワクチン配分数が明確にされているのは、今年12月から来年3月までの接種予定者数分だけで、ファイザー社製とモデルナ社製のワクチンが配分されることになっております。その先は、まだ未定でございます。

国から配分されるワクチンと時期が不透明な点がございますので、その配分状況に応じた接種券の発送、予約、受付、接種の順に進めてまいります。

なお、3回目の接種は、1回目、2回目の接種と同様に、接種券がお手元に届いてから、利根コロナワクチンコールセンター、またはウェブでの予約をしていただき、町内の医療機関による個別接種か保健福祉センターでの集団接種になります。町民の皆様におかれましては、接種券がお手元に届くまでお待ちいただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） ただいまの説明でよく理解しました。

次に、款3民生費、目、老人福祉費1,532万9,000円、減額補正額69万9,000円なんですけど、これは高齢者等の買物弱者移動販売事業について、現状の状況を詳しくお願いします。

それから、款9教育費、これは先ほどの大越議員の質問で理解しましたので、省略します。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） それでは、若泉議員の御質疑にお答えいたします。

款3民生費，項1社会福祉費，目2老人福祉費，節12委託料の高齢者等買物弱者移動販売事業業務委託で69万9,000円の減額についてでございますが，こちら高齢者等買物弱者移動販売事業は，身近な商店の減少や，高齢者また障害等により，日常生活に必要な食料品及び日用雑貨等の買物が困難な状況に置かれた町民の皆様を支援するため，令和2年1月より，JA水郷つくばに事業を委託しまして，町内の各地域を決まった日時に巡回し，移動販売を実施しております。

実施日は，火曜日と木曜日の週2回，こちらは同じ拠点には月2回，隔週で実施しております。午前9時から午後4時までの時間帯で，1日当たり8または9の拠点で実施しております。町内には33か所の拠点がございます。

現在の状況ですが，多くの町民の皆様方からは毎回来てくれるのを楽しみにしておりますというお話をいただいております。

今回の補正は，主に，人件費で，当初予算では，販売員賃金をスタッフ2名で試算しておりましたが，スタッフの退職等の理由により2名そろわない期間が続きまして，減額となりました。まだ現在も事業継続中ですが，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほかの事業への有効活用することを考えまして，現時点での減額をするものでございます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） そうしますと，69万9,000円のこの減額補正は，職員というか，そのための減額と理解いたしました。それで，もしできましたら，月の売上げとか，そういうのが分かればお願いします。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） お答えいたします。

4月から11月までの実績ですと，平均しますと，1日当たりお買物をしていただいている方が31名ございまして，こちら売上げなんですけれども，平均しますと約3万8,000円ということでございます。累計しますと，今年度に入りまして1,906名の方がお買物をしていただきまして，売上げのほうは240万5,319円でございます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に，6番石山肖子議員。

○6番（石山肖子君） 議案第73号，一般会計補正予算（第6号）の1項目の福祉課さん宛ての質問はただいま聞きましたので，省略させていただきます。

26ページの款5農林水産業費，項1農業費，目6農村環境整備事業費，こちらの利根親水公園維持管理事業（コロナ交付金）の工事請負費94万9,000円，防犯カメラ設置工事と

聞きましたが、こちらの内容についてお伝えください。お願いします。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それでは、石山議員の御質疑にお答えいたします。
26ページをお開きいただきたいと思います。

款5農林水産費，項1農業費，目6農村環境整備費，節14工事費，利根親水公園維持管理事業（コロナ交付金）工事請負費の94万9,000円の内訳でございますが、まず，親水公園の駐車場に，公園に来園される方々の安全と安心を確保するため，防犯カメラを1台設置いたします。また，そのほかといたしまして，公園内がございますベンチの修繕，こちらは座る面，座面が木造のもの3台の修理，また新たにベンチのほうを3台設置するといった内容でございます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 次に，5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） それでは，議案第73号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第6号）について質疑いたします。

6ページの14番目で，第4表の債務負担行為の補正，ふれ愛タクシー運行业務委託1,286万8,000円。それで，JAとりで総合医療センターまでの乗入れのためということと，この前，町長から説明があったんですけども，乗入れについて，その決定した経緯についてお伺いいたします。

それと今度，歳入の15ページ，款14，項2，目6の農林水産業費国庫補助金，機構集積協力金交付事業補助金で229万6,000円の増，これについて説明をしてください。なぜ増になったか。

歳出ですが，22ページの款3，項1，目2，節12の委託料，さっき言った，高齢者等買物弱者移動販売事業，先ほど説明がありましたのでよろしいんですが，一つ，利用者の状況，利用者の状況が前年度，その前とどのような推移で状況になっているか分かったら教えてください。

それに，24ページ，款3，項2，目2，節19の扶助費で，施設型給付費支給事業511万3,000円の増ということなんですが，これは説明では，入所者による増減があったと。当初見込みと違った理由について説明してください。

26ページ，款5，項1，目3，節18負補交で，機構集積協力金229万6,000円，これは先ほどの歳入にありましてとおり，歳出でも229万6,000円ということと説明してください。

款5，項1，目5，節18の負補交で，利根西部地区基盤整備事業負担金2,625万円の減額，これは説明では地権者負担分の減ということとですけども，この辺について詳しく説明してください。

29ページの款9，項2，目1，節14の工事請負費，手洗い自動水栓改修工事247万8,000

円の減。それに、款9、項3、目1、節14の工事請負費で、手洗い自動水栓改修工事で169万4,000円、契約差金との説明ですが、このような大きな金額が出た。なぜ出たのか、この辺説明してください。

それに、款9、項4、目8、節12委託料、図書館空調設備改修工事設計業務委託2,027万3,000円。このような大きな金額が減額されるというようなことで、これについて説明をいただきたいんですが、これ当初予算で、どのようなことでこんなに大きな金額が減額になる。その辺について詳しく説明してください。

○議長（新井邦弘君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 石井議員の質問にお答えいたします。

以前から私も、ふれ愛タクシーの行き先にJAとりで総合医療センターがあると助かるという声を町民から伺うことがありました。1期目当選してから随分動いていたんですがなかなかうまくいかなくて、やっと粘り強く動いていった経緯を覚えております。地域公共交通の利便性の向上を図るため、移動手段に困っている高齢者や、今後そのようになるかもしれない方の実態や意向などの情報を得る必要性があることから、利根町公共交通に関するアンケート調査を今年8月に実施いたしました。アンケート調査の集計結果において、JAとりで総合医療センターへの要望が多かったことから、学識経験者や交通事業者、茨城運輸支局、町民等から構成される利根町地域公共交通会議へ今年11月に諮りまして、その会議の中で、ふれ愛タクシーのJAとりで総合医療センターへの乗入れの方針が示され、今回の補正予算の計上に至ったという経緯であります。

○議長（新井邦弘君） 近藤農業政策課長。

○農業政策課長（近藤一夫君） それでは、石井議員の質疑についてお答えします。

15ページをお願いします。

歳入でございますが、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目6農林水産業費国庫補助金、機構集積協力金交付事業補助金229万6,000円の増額についてですが、この事業は、経営転換をする農業者、リタイヤする農業者、また、相続人で農業経営を行わない者が10年以上農地中間管理機構に貸し付ける場合、交付金を受けられる事業でございます。

当初予算では、機構集積協力金交付事業で3戸250アール、137万5,000円を見込んでおりましたが、今年度は、経営転換する農業者が12戸、相続によるものが1戸と対象農家が13戸に増え、面積も2,447アールに増えたことによる増額でございます。この事業の補助率は100%です。

以上です。

すみません。続きまして、26ページをお願いします。

歳出でございます。款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、18負補交、機構集積協力金交付事業補助金で229万6,000円の増額です。先ほど収入で御説明いたしました

が、経営転換する農業者が12戸、相続によるものが1戸と対象農家が13戸に増え、面積も2,447アールに増えたことにより増額するものでございます。

続きまして、目5農地費、利根西部地区基盤整備事業負担金2,625万円の減額についてでございますが、今年度より利根西部地区基盤整備事業の工事が開始されたことにより、地権者への賦課が開始され、地権者分7.5%を減額するものです。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 御質問にお答えいたします。

昨年度の実績でございますが、1日平均にしますと3万7,992円ということでございます。買物していただいた件数でございますが、平均しますと34名でした。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、子育て支援課所管分の御質疑にお答えいたします。

予算書24ページをお開き願います。

上から3番目の事業となります。款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、節19扶助費の施設型給付費支給事業511万3,000円の増額につきましては、布川保育園、二葉幼稚園、大和幼稚園、管外幼稚園への給付費の増減によるものです。

当初見込みとの違いの理由はとのことですが、まず、補正が必要になる理由としまして、保育所への委託料や認定こども園の施設型給付費等の御説明をさせていただきたいと思っております。

保育所等に4月に入所したお子さん全員がそのまま3月まで変わらず在籍し、保護者の就労状態も保育所等の加算状態も変更がなければ、見込みは容易にできます。しかし、実際には、保護者の就労状況などにより、年度途中でいつ入所しても退所しても構いません。それを予想しながらの予算計上となり、前年度の実績額を参考にはしておりますが、単価の高い乳幼児の出入りが多くなれば、年間では大きな差が出ますので、予算の見込みはかなり難しくなります。また、利根町の保育所等は、4月時点で入所児童数が定員の上限まで達していないことも、予算計上が非常に難しい要因となっております。

子育て支援課では、毎月保育所と利用調整会議を開いておりまして、新規の入所児童についての預け先の園の決定や、保護者の就労状況の変更により、預かり時間が標準時間から短時間へ変更するなどの認定変更、また、児童の退所の報告などを行っており、毎月児童数と状況の変更がございます。単価の高い乳幼児が入所して、補正予算で年度末までの予算を増額した場合でも、数か月後に転出等で退所することもあり、最終的に残額が出てしまうこともございます。

また、毎月全園に払っている保育所委託料や認定こども園への施設型給付費等の合計額

も月額数千万円に上るため、ぎりぎりの予算計上ですと、補正では支払いが間に合わない可能性も出てまいります。さらに、年度末には国が定める法定価格の改定により、4月に遡っての増額や減額の調整がございますので、各園に滞りなくお支払いができるよう、年度途中の補正予算で調整しながら、過大や過小の予算にならないように努力しておりますので、御理解いただければと思っております。

それを踏まえまして、今回の補正ですが、給付額の中には児童数、児童年齢、保育室利用定員人数等の各園の状況により細かく加算が分けられているため、園ごとに児童単価は異なってきますが、延べ人数で申し上げますと、内訳といたしまして、布川保育園、当初見込み延べ人数が514名、実績見込みが575名の61名増で、給付額が570万円の増額、二葉幼稚園、当初見込み延べ人数が680名で、実績見込みが713名の33名増で、給付額は85万1,000円の増額、大和幼稚園が当初見込み延べ人数で323名、実績見込みが281名の42名の減で、給付額353万2,000円の減額、管外幼稚園、当初見込み延べ人数が72名で、実績見込みが83名の11名増で、給付額が209万4,000円の増額となっており、差引き511万3,000円の増額となります。

以上で説明を終わります。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、学校教育課所管分の石井議員の質疑にお答えいたします。

29ページをお開き願います。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節14工事請負費、小学校手洗い自動水栓改修工事247万8,000円の減額につきまして説明いたします。

工事発注時の実施設計に当たって、もう一度現地調査を実施し、取付け箇所、取付け方法等を検討し、事業費の削減に努め、工事費を算定した結果、195万円の削減を図るとともに、52万8,000円の請負差金が生じたものでございます。

続きまして、項3中学校費、目1学校管理費、節14工事請負費、中学校手洗い自動水栓改修工事169万4,000円の減額につきましても、工事発注時の実施設計に当たって、もう一度現地調査を実施し、取付け箇所、取付け方法等を検討し、事業費の削減に努め、工事費を算定した結果、141万9,000円の削減を図るとともに、27万5,000円の請負差金が生じたものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 桜井生涯学習課長。

○生涯学習課長（桜井保夫君） それではお答えいたします。

30ページをお開きください。

款9教育費、項4社会教育費、目8図書館費、節12委託料、図書館空調設備改修工事設計業務委託2,027万3,000円の減額理由でございますが、こちらの業務委託の内容といたし

ましては、図書館の1階、2階合わせて23台の空調機と自動制御中央監視装置などを改修する工事の設計業務委託でございます。

当初は、見積書により予算計上いたしました。令和3年度から国土交通省の基準で積算することになったため、改めて積算したところ、設計価格が下がったものでございます。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 債務負担行為の補正で、先ほど町長から説明があったんですけども、これはアンケート調査によってJAとりでが多かったというようなことで、この辺、利根町の近辺ではJAとりで総合医療センターとか龍ヶ崎の済生会とか、そのような大きな病院はないと思うんで、JAが乗入れできるということについては、皆さん助かるんじゃないかなというように思っております。

それに先ほど歳出で、買物弱者の件なんです。先ほどの説明で、私は年間の利用者の状況、何名ぐらい年間いて、それが増えているのか、減っているのか、その辺の数字が欲しかったですよ。

それに、26ページの利根西部地区の基盤整備事業の負担金、これ先ほどの説明では、工事が開始された、それで7.5%減額されたというような説明なんだけれども、2,625万円もの減額なので、これは地権者の負担分が面積によって減るわけですか、その辺もうちょっと詳しく説明してください。

それに、小学校と中学校の手洗い自動水栓改修工事ですが、これは当初で、そのようにきちんと調査なり何なりして、きちんとした積算をすれば、こんな金額にはならなかったと思うんですよ。その辺は、減額できるのは町としてはいいことなんですけれども、その辺がちょっと当初の積算がどうか。その辺、もう1回説明してください。

それに、図書館の空調、これは見積書じゃないけれども、改めて積算したら2,000万円もの減額。このような大きな金額が減額される。これは、いわゆる何を見積りやっているのかなというような感じもしないでもないですよ、これ2,000万円だもの。こんな2,000万円減額するんだということが果たして、こういうやつは通らないじゃないけれども、当初でどうなんでしょうか。その辺ももっとしっかりした説明してください。

○議長（新井邦弘君） 近藤農業政策課長、先にお願します。

○農業政策課長（近藤一夫君） それでは、石井議員の御質疑にお答えします。

当初予算ですか、令和2年に令和3年度、新年度予算を計上する際、稲敷土地改良区のほうへ令和3年度の事業費の額のほうを確認したところ、国が55%、県が27.5%、利根町で17.5%、合計で6,125万円が町負担分ということで示されたことによりまして、令和3年度の予算を計上しました。しかし、今年度から工事のほうが実施されたことに伴いまして、稲敷土地改良区のほうから7.5%分の受益者分を減額するということを示されましたので、今回の補正のほうに計上させていただきました。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） それではお答えいたします。

最初、コロナ交付金のためちょっと時間がないということで、業者2者により見積りを出していただき、それで現場を見て積算をいたしました。その後、もう一度削れる場所は、削減できる場所は削減するというようなことを図り、減額に努め、それでこのような、小学校について設計の段階で195万円、中学校については141万9,000円の減額を図ったということになります。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 桜井生涯学習課長。

○生涯学習課長（桜井保夫君） お答えいたします。

令和2年11月に予算計上した際には、国土交通省の基準での積算のやり方というものは示されていない時期だったために、見積書により2,464万円を計上しましたが、設計審査の際、改めて国土交通省の基準で積算したところ、486万2,000円となったためでございます。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） それではお答えいたします。

昨年度の実績ということでございますが、同じ時期で11月までですと、人数が、お買物していただいた人数が1,964人、金額が206万円でございます。

年度としての実績ですと、お買物していただいた方が2,895人で、金額が322万9,347円ということでございます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは質疑をいたします。ダブるかも分からないんですけども、本来であれば、これは款別にやっていただくといいんですよね。全部だと長くて、聞いているほうも大変なんですよ。

そういうことはよしにして、まず、繰越明許費、道路改良の明許費にする理由、ちょっと詳しくおっしゃってください。

それから、小学校の統合の事業の障害者への配慮ということでエレベーター設置等分かったんですが、交付決定のこの年額、もう交付決定しちゃっているという話だったので、いつ交付決定したのか、年度内に入る見込みがあるのかどうなのか、ちょっと私なりに考えてみたいと思うんで教えてください。

それから、次の債務負担行為なんですけど、これは番号振ってないのであれなんですけれども、上から3番目の地方公務員の定年延長に伴う新制度支援業務委託について、言いませんから、ちょっと内容を細かく説明してください。

それから、庁舎清掃業務どういうところをやっているものか。毎日毎日、今、冬時期で

かしゃっぱを掃いている姿は大変だなと思うんですが、議会棟の脇なんかの草なんかは生えていて、ああいう草の清掃なんかやらないのかな。私、この前少しやりましたけれども、その辺、どの辺の範囲内やっているのか、その辺です。

それから、公金収納情報データ作成業務、これは何なのかよく分かりません。収納情報というのは、これ委託しなきゃできないんですか。

それから、歯周病の検診。これは児童生徒対象なのか、あるいは大人が対象なのか。この前、ちょっと歯周病等については、新型コロナウイルス等のやつでちょっと触れたことがあるんですけれども、それに関連しているのかどうなのかも含めてお答えいただければありがたいです。

それから、犬猫等これが委託で上がっていますけれども、これ1匹というのか、1体、その種類、猫とかタヌキとかいろいろあります。ああいうの、1体幾らなのかなということ。それで、この限度額決まってしまうんですが、これ利根町は多いほうなんだろうと思うけれども、不足した場合どうするのかという感じがします。

それから、学校給食用物資、いろいろこの議会でも私取り上げていますけれども、この賄い材料とはどういうものなのか、その内容をちょっとお聞かせください。

それから、財務会計システム、これが令和9年度までということなんですけれども、この財務会計システムの賃借というのは、これは改正等によって大分違っちゃうと思うんですけれども、こんな先のほうまで賃借する意義、その辺ちょっと理解できないので説明してください。

それから、16ページの一番上段、74万円、子供のための教育保育。何か聞き間違えたかどうか分からないんですが、この保育の必要のない満3歳以上の子供が増えたとかいうように聞いたんですが、間違えていたらごめんなさい。聞いたんですが、なぜ、ここに来てそんなに増加したのか。3歳ですから、もう既に2歳の時点でもって分かっているのに、なぜ増えきたのかな、そういう感じがちょっと素朴な疑問があるので説明してください。

それから、22ページですか、2万円、一番上段の、障害者の申請者が増えたということなんですけれども、ここに来て、なぜそんな申請者が増えたのか。コロナ禍なんかの影響で増加したのかななどと勝手に思うんですけれども、この辺のことについてもちょっと説明ください。

それから、24ページの児童手当でしたか、何か出生者数が多かったとか少なかったとか、転出者がなかったとか何とかというようなことで増額されているかと思うんですが、よく分かりません。その前からずっとゼロ歳から統計は取っていて、何歳は何人、何歳は何人というのでも分かっているわけなんで、その辺、ちょっと理解できません。

それから、その下の放課後児童のやつで、その手数料4万9,000円というのがあるんですが、これはたしか浄化槽のくみ取りとか何とかというお話だったかと思うんですが、放課後児童対策というのは、放課後預かっているところというのは学校じゃなかったですか。

今、学校、下水道入ってないんですか。その辺も含めて、ちょっとお聞きしたいんです。公共施設は優先的に入るべきだというふうに私は思っていますので、お聞かせください。

それから、26ページです。真ん中の農地費の中の湛水防除、北部地区において、その大雨でもって冠水したとかという話だったかと思うんですが、これは大変なことですよ。まだ終わったばかりで、少しぐらいの雨でもって冠水するということが手抜きじゃないの、これははっきり言って、冠水するわけないよ。それで何で、町でもって負担しなきゃならない。こんなの、豊田土地改良か県でもってやらせればいいでしょう、はっきり言って、これ、おかしいよ、これ。

その下は、先ほど聞きましたからいいです、7.5%ね。よく理解できました。

それから、その次のページ行って、道路台帳、いろいろな理由があってできなかったと。委託したんだけど、できなかったというんだけど、できなかったということになると、これどうなんだろう、いろいろな方面に影響は出ないんですか、財政課長、交付税関係、出なければ出ないで結構なんだけど、お聞きします。

次、めくっていただきまして、28ページ、小型動力ポンプ、差金だというふうなことなんですが、大分でかいよね、332万8,000円、こんなに差金出るもんなんですかね、たかが1台、2台の購入で。それとも、まけてもらうというのもおかしいし、会社によっては、こんなにその価格に差があるものなんですか。何か不思議だよ。しかも、高い、安いというよりも、これ財源が、言っちゃ悪いけれども、地方債使っているんだよね。地方債使っているから高くてもいいやということではないんだよね。まして、これは一般財源だったら、本当に慎重に入札すると思うよ。こんな300万円も減額する予算というのは信じられないね、はっきり言いまして。

それから、その次の教育費、手数料に2万1,000円、このアプリ。何日間か利用したんでしょうけれども、もう利用しないのか、これでおしまい。ずっと利用したほうがいいような感じするんだけど、これは児童生徒の健康管理か何かのあれですよ、たしか。何かネットで見ると、そういうアプリができたというのを私見たんで、これは1回か2回限りで、あとはおしまいということなんですか。その辺ちょっとお聞かせください。

それから、その次のページ行きまして、29ページ。小学校の統合の費用、委託料等、工事請負。委託料の管理業務、工事管理業務と、その下の工事費、これはセットというのは、私理解できないんです、セットというのは。設計をして、初めて工事が始まるんじゃないかなと。この設計は別の設計なんですか、下の工事とは。その辺のことも含めてお答えください。

それだけかな、残念ながらそれだけです。お願いします。

○議長（新井邦弘君） 本日の会議時間は、議事日程が終了しないため延長いたします。

それでは、井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

まず初めに、5ページ、繰越明許費、お願いいたします。

繰越明許費の款7土木費、項1道路橋りょう費、事業名、道路改良事業で1,500万円の繰越額でございますが、立木地内の町道112号線の道路改良工事で、道路の下に通すボックスカルバートの敷設工事を施工するため、仮設工事の設計委託を発注したことにより不足の日数が生じ、予算の一部を繰り越すものでございます。なお、工事は、今年度繰越工事として発注準備をしている段階でございます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、学校教育課所管分につきまして、井原議員の御質疑にお答えいたします。

まず、5ページをお開き願います。

第3表繰越明許費、款9教育費、項2小学校費、事業名、小学校統合事業は9,145万8,000円の計上でございます。エレベーター等増築工事の管理業務委託、これはちゃんとできるかどうかを監督してもらおう業務で180万8,000円と、エレベーター棟、エレベーター及びバリアフリートイレの増設工事で8,965万円で、今年度、文部科学省の学校施設環境改善交付金、これは令和3年4月20日に1,424万5,000円の交付決定を受けたため、今回補正予算に計上したところですが、設計業務を今年度、令和3年5月14日に発注しております。移行期間が令和3年5月15日から令和4年3月10日までの契約を結んでおり、今回、予算、そして補正予算のために概算工事費として出していただきましたので、今回、このような形になっております。設計事務に時間を要したため、年度内の工事完了が見込めないことから、事業費全額を翌年度に繰越しするものでございます。

次に、8ページをお開き願います。

第4表債務負担行為の補正でございます。学校給食用物資賄い材料購入、期間が令和3年度から令和4年度まで、限度額が4,955万4,000円につきましては、令和3年度中に令和4年度の学校給食業者に契約を締結するため、今回上げたものです。主なものといたしましては、一般物資、ここには給食のおかずとなるもの、これが中心ですけれども、そういうもの、それから、冷凍食品、パン、ソフト麺、牛乳、乳製品、豚肉、ハム、野菜、果物、調味料、ジョウ、それから、御飯、米等があります。それを今回、契約するため行うものです。

次に、28ページをお開き願います。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節11役務費手数料2万1,000円につきましては、小中学校の新型コロナウイルス感染症対策として、毎日の検温が保護者及び教員の大きな負担となっていることから、両者の負担軽減を図るため、健康観察アプリを新たに導入し、利用料として2万1,000円を増額するもので、こちらにつきましては、児童生

徒850人掛ける10円掛ける1.1掛ける2か月，教職員，常勤講師含む76人掛ける10円掛ける1.1掛ける2か月，2月，3月の2か月分を計上しております。

なお，3学期から購入を見込んでおり，1か月分につきましては，導入試験期間で無料となっております。来年度も一応予算を計上する予定であります。

次に，29ページをお開き願います。

款9教育費，項2小学校費，目4学校建設費，節12委託料，小学校統合事業委託料180万8,000円の増額につきましては，小学校統合改修工事監理業務委託エレベーター棟，エレベーター及びバリアフリートイレ増築工事を設計図書と照合し，それが設計図書のとおり実施されているかを，専門知識のある有資格者に確認してもらうものでございます。

説明については以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 6ページ，債務負担行為補正の上から3番目の地方公務員の定年延長に伴う新制度支援業務委託でございますが，国家公務員の定年引上げに伴い，地方公務員の定年も，令和13年度までに60歳から65歳まで段階的に引き上げることとなりました。

例規整備につきましては，定年延長制度が令和5年4月1日施行のため，遅くとも来年12月の議会に条例案の議案を上程する必要がありますが，法律は改正されたものの詳細については，いまだ不透明の部分が多く，また時間的な制約もあるので，県内の市町村においても，専門業者に委託する方向で考えているようでございます。

定年延長に伴う例規整備は，全国一斉に行われること，また例規整備に当たっての情報を的確に収集する必要があるため，専門業者への委託をするものでございます。

○議長（新井邦弘君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 6ページの下から4番目でございます庁舎清掃業務委託につきましては，こちら日常行われる清掃と年1回行う定期清掃となります。日常清掃については，役場庁舎内の事務室を除く共用部のトイレや階段，ホール及び玄関周りや駐車場等の役場敷地内の日常的な清掃でございます。定期清掃業務については，年1回，洗剤等を使用し，床や窓ガラスの清掃，その他照明器具やといの清掃でございます。

それと，10ページ一番下でございます，財務会計システム賃貸借，こちら5年というか6年間の期間が長いのではないかということですが，こちらのシステムにつきましては，前回は5年間のリースでやっておりますが，今年度でリースが切れることから，今回上げさせてもらいました。それで一応，この賃貸借の契約の中にはシステム運用保守業務も含まれておりますので，5年間のリースに対応できるものと考えます。

以上です。

もう1個ありました。

あとは，27ページ，款2土木費，目1道路橋りょう総務費，その道路台帳補正業務委

託の2,157万円の減額で、交付税の措置はどうなるのかということでございますが、こちらの交付税算入につきましては、3年に1回の交付税検査等ありまして、その際の過大、過小分が交付されることとなります。なお、交付税につきましては、面積や延長により需要額が確定されます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 次，大越税務課長。

○税務課長（大越達也君） それでは、7ページのほうお願いいたします。

債務負担行為の7ページの上から5番目になります。公金収納情報データ作成業務委託でございますが、全国のいろいろな銀行等で納税者等が納付されました納付書が、常陽銀行ひたちなか業務センターへ送られてきます。そこで、OCRの読み取り、読み取りできないものにつきましてはパンチ入力処理をするための業務委託でございます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 債務負担行為補正のうち、保健福祉センター所管の事業について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

7ページの第4表債務負担行為補正の下から9番目でございます。歯周病検診委託39万円についてでございますが、こちらは成人を対象にした検診でございます。永久歯が抜けてしまうその原因として一番多い歯周病疾患の予防と早期発見と治療を目的に、40歳、50歳、60歳、70歳の方を対象に、町内の歯科医院で検診を受けていただくものでございます。検診の内容は、自覚症状や歯磨きの習慣、生活習慣などに関する問診と、歯及び歯肉の状況、口腔清掃の状態などを見る口腔内の診査及び検診結果説明と指導などでございます。

財源内訳は、特定財源といたしまして、県の健康増進事業補助金が24万8,000円と、一般財源が14万2,000円となります。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） 8ページをお願いいたします。

債務負担行為補正でございます。

上から9番目になります。犬猫等死体処理業務委託、内容は、町内の公共施設敷地内、道路、公園等で動物が亡くなっているものに対しまして、収容業務を行う委託でございます。

今年の1体の処理費としましては、収容、火葬、埋葬の合計金額で1万3,970円でございます。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、予算書16ページをお開き願います。

一番上の目2 民生費県補助金、節4 児童福祉費補助金で、子供のための教育保育給付費地方単独費用補助金の74万円の増額、この説明の中に、保育の必要性のない満3歳以上の子供ということをお説明しましたが、簡単に申し上げますと、保育園ではなく、幼稚園として預かる児童になります。その児童が、当初の見込みが延べ人数で845名を見込んでおりましたが、実績の見込みが延べ人数で872名となり、27名の増に伴う県補助金分の増額でございます。

続きまして、24ページをお開きください。

款3 民生費、項2 児童福祉費、目2 児童措置費の中の事業名、上から二つ目の児童手当交付事業こちらなんですけど、児童手当の出生数の増ということなんですけれども、当初予算では、ここ数年の出生数から人数を見込んでおります。現在の母子手帳の交付状況から、今後の出生数を見ていますと、増える予定になりまして、あと、転出も予想より減っております、そのための増額となります。

続きまして、同じく、歳出24ページ、一番下の放課後児童対策事業、目4 放課後児童健全育成事業、節11 役務費の手数料で、こちらは文間小学校の外、駐車場のところに建設しております文間小学校児童クラブの浄化槽の清掃とくみ取りの回数を、今年度は1回増やすための増額となります。

理由としましては、霞ヶ浦の水をきれいにするため、県などでは生活排水対策など様々な取組を進めてきたんですが、近年は水質改善があまり進まず、湖沼の汚濁の程度を示す数値も横ばい傾向になっているため、茨城県霞ヶ浦水質保全条例などの一部を改正し、令和3年4月1日から排水規制を強化し、霞ヶ浦のさらなる水質改善を目指しています。そのため、霞ヶ浦流域の小規模事業所の排水規制が変わりまして、排水の基準遵守義務が課されました。基準を超過した場合は改善命令や排水一時停止命令が出され、命令違反の場合は罰金等の罰則が適用されます。排水処理施設を設置している場合、維持管理として保守点検や清掃、年1回の法定点検が義務づけられており、児童クラブは今までは年1回の清掃、くみ取りで済んでおりましたが、残りの期間で基準値を超える可能性が大きいので、1回分の浄化槽の清掃、くみ取りを増やして基準値以下にしておくための増額となります。説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） それでは御説明させていただきます。

歳出のページ、22ページでございます。款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、節19 扶助費の中の障害福祉サービス事業でございます。こちらについて説明させていただきます。

こちらは、障害のある児童を対象に、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援により、日常生活や集団生活に必要な訓練などを行うことで、発達や自立を支援するサービスとなっております。昨年度の給付実績は2,613万9,026円となっております。当

初予算計上においては、その直近までの実績を基に次年度予算を算出しておりましたが、今年度になりまして、新規のサービスを利用、申請する方が増加したことから、毎月の給付額が前年度の同月と比べ約90万円増額となり、予算が不足する見込みとなりましたことから、増額の計上をさせていただきました。

こちらなんです、新規に申請された方の多くは、医療機関の受診や保健福祉センターの検診からのフォローの対象となり、親子相談において医療についての案内をいただき、申請に来られている方が多いです。給付費は、事業所により、職員配置加算や送迎加算、また、障害の程度による加算等もありまして、一律の金額ではなく、利用日数につきましても異なります。

9月までの比較ですが、昨年度との比較ですが、9月までの比較で483万2,240円増となっております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 近藤農業政策課長。

○農業政策課長（近藤一夫君） 26ページをお願いします。

歳出でございます。款5農林水産業費、項1農業費、目5農地費、節18負補交の利根北部地区基盤整備事業223万2,000円の増額ですが、事業主体である稲敷土地改良区が施設管理者である豊田新利根土地改良区及び地元役員と現地で協議をいたしました。そうしたところ、排水路の下流部、流末に屈曲部が多く、設計上の水位より常時高くなっていることが確認され、降雨時に冠水することで、のり面崩壊のおそれがあることから、約540メートル区間、削孔工事を行うものです。事業総額は2,400万円で、町負担は9.3%の223万2,000円を増額するものでございます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 飯塚防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（飯塚良一君） 28ページの款8消防費、目3消防施設費、節17備品購入費332万8,000円の減額補正ですが、これは、消防団の小型動力消防ポンプ積載車2台分の契約差金による減額でございます。今年度は、第2分団と第18分団の車両が更新の対象でございまして、当初はトラックタイプの小型動力消防ポンプ積載車2台分で予算計上しておりましたが、消防車両のパンフレット等を見ましたところ、同程度の金額で、ワンボックスタイプの積載車があるとの情報を得たため、本部と協議の結果、ワンボックスタイプの小型ポンプ積載車を購入することになりました。

ところが、第18分団から、在籍している団員が6人しかいないので、トラックタイプやワンボックスタイプでは維持管理が大変になるので軽トラックタイプにしてほしいという話があったことから、再度、本部と分団で協議した結果、18分団については軽トラックタイプの積載車の購入にしたということで、1台分については金額の安いものを入札にかけたということになります。

なお、地方債につきましては、今回340万円を減額しております。
以上です。

○議長（新井邦弘君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第73号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

原案を可決することについて、ボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 賛成多数です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開を17時30分とします。

午後5時18分休憩

午後5時30分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

井原議員。

○8番（井原正光君） 動議を提出します。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

〔「どういう動議か、ちょっと」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 動議の内容をよろしくをお願いします。

○8番（井原正光君） 新井議長の辞職勧告決議を提出いたします。

○議長（新井邦弘君） 暫時休憩します。

午後5時30分休憩

午後5時32分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、井原議員から新井議長の辞職勧告の動議が提出されました。しかし、この動議は賛成者がおりませんので、不成立となりました。

新井邦弘辞職勧告の動議じゃなくて、ただ動議と言って賛成なので、それには当てはまりません、成立には。そういうことです。

○議長（新井邦弘君） 日程第9、議案第74号 令和3年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第74号 令和3年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

原案を可決することについて、ボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

○8番（井原正光君） 議長。

○議長（新井邦弘君） 何でしょう。

○8番（井原正光君） もう一度、動議しますが、何で動議が受けられないの、それはどういう。

○議長（新井邦弘君） 動議の内容に全然、花嶋議員はただ動議に賛成だけなんで、動議の内容に対して賛成はなかったのが不成立となります。そういうことです。

○8番（井原正光君） じゃあ、もう一度、動議の提出。

○議長（新井邦弘君） 日程第10。

もう1回出したら、もう出せないですよ、1回だけで。

○8番（井原正光君） いや、別な形で出す。

〔「一時不再議」と呼ぶ者あり〕

○8番（井原正光君） 今は新井議長に出したのに決まっているんだから。

○議長（新井邦弘君） では、井原議員。

○8番（井原正光君） それではちょっと変えて、船川副議長の辞職勧告決議を提出します。今度は賛成あるかもしれない。

○議長（新井邦弘君） ちょっと待って。

○8番（井原正光君） おかしいじゃない。

○議長（新井邦弘君） 暫時休憩します。

午後5時34分休憩

午後5時35分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、井原議員から船川副議長の辞職勧告の動議が提出されました。この動議は賛成者もありますので、成立いたしました。

追加日程1として議題にすることについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程1として議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井邦弘君） 賛成少数です。したがって、追加日程第1の議題とすることは否決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第10、議案第75号 令和3年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第75号 令和3年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

原案を可決することについて、ボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第11、議案第76号 令和3年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第76号 令和3年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

原案を可決することについて、ボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第12、議案第77号 令和3年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

質疑通告議員は2名です。通告順に質疑を行います。

9番五十嵐辰雄議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 3番の歳出ですが、款3地域支援事業費、項1包括的支援事業

任意事業費，目，任意事業費です。節7報償費4万円，これは成年後見制度利用支援事業で，成年後見人謝礼として4万円です。これは，令和3年度当初予算で，成年後見人謝礼24万円が計上しています。今回，補正で4万円を追加しました。ここで，成年後見制度について説明を求めます。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐辰雄議員の質疑に対する答弁を求めます。

三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） それではお答えいたします。

10ページをお願いいたします。

款3地域支援事業費，項1包括的支援事業任意事業，目2任意事業費の成年後見制度利用支援事業について御説明いたします。

初めに，成年後見制度についてですが，認知症や知的障害，または精神上的障害などの理由で，判断能力の不十分な方は預貯金などの財産管理や日常生活での様々な契約等の法律行為を1人で行うのが難しい場合があります。また，自分に不利益な契約であることがよく分からないままに契約を結んでしまい，悪徳商法の被害に遭うおそれもございます。このような判断力の不十分な方々を法的に保護し，支援するのが成年後見制度でございます。

成年後見制度利用支援事業は，認知症などにより判断能力が不十分であり，かつ身寄りなどがないなど親族などによる成年後見の申立てができない方について，町長が後見の申立てを行うものです。また，成年後見制度を利用するに当たって，その費用を負担することが困難な方に対し，町が審判の申立てに係る費用及び後見人等への報酬の助成を行うものでございます。現在，町では1名の方がこの制度を利用しており，裁判所から報酬賦与の審判がなされたところですが，本人の入院や手術の費用などが考慮され，予算額を超えた報酬が裁判所から示されたことから，不足分について補正予算を計上させていただいております。標準額は，一月当たり2万円という標準額がございます。当初予算では1年分で24万円計上しておりましたが，審判が出ましたところ28万円という金額が出されましたので，不足分4万円について補正で計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 一月2万円で24万円プラス4万円ですが，今，町のほうでは，一般の町民ですが，市民後見人という制度がありますね，市民後見人。こういう制度は国で今推進していますけれども，この町長が申立てするような後見でなくて，市民後見人という制度については，国や県のほうからそういった指導か何かありますか。今，大分，判断力の乏しい人に対する，いろいろ詐欺とか何か多いんですけれども，町のほうでは町長に代わって，もっと簡易な市民後見人制度，こういったものを導入する考えはあるかどうか。関連して，予算が伴いますので，質疑いたします。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 今現在の状況について御説明をさせていただきます。

認知症の高齢者が増加していく中で、成年後見制度を十分に普及させていくために、国では、平成28年5月に、成年後見制度の利用の促進に関する法律を施行しました。市町村は、国が定めた利用促進基本計画を勘案して、市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等、実施機関の申立て等に係る支援、その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとされております。

本町では、令和3年3月に策定しました地域福祉計画において、成年後見利用促進基本計画を位置づけ、成年後見制度を含む権利擁護の重要性について普及啓発を積極的に行い、権利擁護の相談体制を強化し、相談者のニーズを見極めて必要な支援につなげる体制を整備してまいります。

今後は、広報機能及び相談機能に加えまして、成年後見の申立てに関わる支援や適正な候補者の選任を行うための成年後見制度利用促進機能を持たせ、中核機関の設置に向けて、事業を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） そこで、成年後見人ですが、町の担当者としては、この本人の不動産の管理、預貯金の管理、これは誰がやっていますか。その金銭の出納とか、実際の管理状況について、裁判所へ定期的に報告する義務がありますが、この事務的作業はやっている方はいますでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 今現在ですと、水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部のほうから選任されました保佐人が行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） 議案第77号 令和3年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）の歳出の9ページで、款2、目1、それで、1、4、8というように、目なんですけれども、18番の全部負補交で金額的に2,600万円、委託介護サービス給付、それで施設介護サービス給付で6,500万円、8の委託介護サービス計画給付費で700万円。説明では受給者の増だというようなことで説明があったんですけども、これは受給者をどのように把握して予算を組んでいるのか、この辺が、計上した人数等がどのように、当初でこんなに金額的に2,600万円、6,500万円、700万円、全部で9,800万円、このような大きな金額が補正されるというようなことについて、細かく説明してください。

それで、次の10ページ、高額介護サービス費、これも680万円、これについても該当者

の増だというようなことなので、何かこの数字を見ていると、受給者の増とか、該当者がどうなったと。だから、何回も言うようだけれども、当初予算を組むときに、どうせ後から増額すればいいんだというような形で予算を組んでいるんだかどうか分からないけど、その辺説明してください。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） それではお答えいたします。

9ページでございます。初めに、目1の居宅介護サービス給付費ですが、主なサービスを申し上げますと、訪問介護、訪問看護、デイサービス、デイケア、ショートステイ、福祉用具レンタルといったものが、主な介護サービスとなります。昨年度の給付実績は4億2,906万8,640円となっております。当初予算の計上時においては、直近までの実績を基に次年度の支出見込みを想定し、算出をしております。サービス受給者の増加も見込み計上しておりましたが、今年度に入りまして、要介護認定者が増加し、想定した以上のサービス利用がありましたことから、毎月の給付費請求が多額となり、11月末までの給付実績においては3億1,306万8,642円となっております。予算が不足する見込みとなりました。

次に、目4の施設介護サービス給付費についてでございますが、こちらは、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの施設入所サービスとなります。昨年度の給付実績は3億6,998万6,623円となっております。こちらも同様に、実績を基に施設入所見込みを想定し予算計上をしております。昨年度までは、入所待機者も少なく、施設入所の介護費用については減少傾向にありました。しかし、今年度に入り、施設入所を利用する方が多くなり、11月末までの給付実績においては2億8,473万4,278円となっております。予算が不足する見込みとなりました。

次に、目8の居宅介護サービス計画給付費は、ケアマネジャーのケアプラン作成に対する給付費ですが、こちらにも要介護認定者の増加に伴い、作成件数が増加したことで、昨年度の給付実績5,783万1,601円に対し、11月末までの実績が4,333万2,652円となっております。予算が不足する見込みとなりました。

次に、10ページをお願いいたします。

項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス費ですが、こちらは、居宅介護サービス及び施設介護サービスを利用したサービスの1割から3割の利用者負担分について、自己負担分の上限額を超えた分について高額サービス費として支給しているものですが、こちらにも介護サービス利用の増加に伴い、自己負担分を超えるサービスの利用が増加し、昨年度の実績3,098万8,690円に対し、11月までの実績が2,651万6,563円となっております。

以上のような状況から、今年度の予算を上回るが見込まれるため、今回増額の計上をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 説明を聞くと、実績に基づいて予算を組むんだと。これはもう予測して、約1億円近くの金額が補正するようなことで、ですから、これは当初できちんとした、ある程度の見積りがないと、高齢者は今から増えてくるような状況にもあるでしょうし、予算組むのは難しいって言ってしまえば、それで終わってしまうんだけど、ただあまりにも大きな金額になるとすると、本当にこれで人数的には何名ぐらい増えたんだとか、ある程度予算計上で、ある程度は難しいだろうけれども、今度はきちんと、こんなに大きな金額が補正されるようなことでは、あまりうまくないのかなというように思っているんですよ。全体的に何名ぐらいずつ増えたんですか、増額になった部分の人数的には。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） それではお答えいたします。

まず、居宅介護サービスの受給者数でございますが、これは10月の比較ですと、36人増えています。施設介護サービスの受給者数で、同じく10月で比べますと16人、合わせて52人増えてございます。

金額で申し上げますと、居宅介護サービス費、同じ10月の比較で、昨年度より54万6,395円増えております。施設介護サービス費ですと715万8,789円増えております。高額介護サービス費ですと、こちら14万5,527円増えております。

あとは、要介護認定者数なんですけど、10月で比較しますと、昨年よりも74人増えてございます。この高齢者の方の身体ですとか、あとは精神的なものもございまして、要介護でも1から5までございます。要介護3から要介護5までは重度者というふうに表現しているんですけども、もともと認定されていた方でも重度に数字が上がってしまう方が増えてございます。そうしますと、サービスの金額も当然増えることになります。人間の体でするので、特に高齢者の方、重度化する予測、どのぐらいのスピードで重度化するかというのは個人差もあるかと思うんですけど、なかなか予測するのが難しいような状況でございまして。ですから、予算を計上する時点では、直近の実績に基づいて予算の計上をさせていただいて、不足が予想される場合には、やはり補正をさせていただくような考えで、予算のほう計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 質疑は終わりました。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第77号 令和3年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

原案を可決することについて、ボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第13、議案第78号 令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第78号 令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

原案を可決することについて、ボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第14、議案第79号 利根町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第79号 利根町教育委員会委員の任命についてを採決します。

原案に同意することについて、ボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第79号は原案について同意されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第15、委員会提出議案第3号 町長の専決処分事項の指定に関する条例を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

委員会提出議案第3号 町長の専決処分事項の指定に関する条例を採決します。

原案を可決することについて、ボタンにより投票してください。
それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、委員会提出議案第3号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第16、議案第80号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

補足説明を求めます。

蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 議案第80号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第7号）について補足して御説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

歳入でございますが、款14国庫支出金、目2民生費国庫補助金は7,987万5,000円を増額するもので、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯、ゼロ歳から18歳の子供がいる世帯で、児童手当の本則給付相当の年収の世帯に対し、子育て世帯への臨時特別給付先行給付金を給付するための補助金の計上でございます。

次に、款18繰入金、目1財政調整基金繰入金は2,000円を増額するもので、今回の補正予算の財源調整でございます。

7ページをお開き願います。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

款3民生費、目1児童福祉総務費は7,987万7,000円を増額するもので、子育て世帯等臨時特別支援事業で、歳入でも御説明しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯で、児童手当の本則給付相当の年収の世帯に対し、子育て世帯への臨時特別給付先行給付金を給付するための費用の計上でございます。職員の時間外勤務手当、お知らせ通知の作成のための用紙代、通知の郵便料、口座振込手数料、給付システムサポート委託料及び給付金1人5万円を計上するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

石井議員。

○5番（石井公一郎君） それでは、議案第80号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第7号）について質疑をいたします。

今、説明では新型コロナウイルス関係というようなことであつたんですけれども、今国

で言われているように、年内に5万円給付すると。そうすると、来年はクーポンが原則でありますよというようなことで聞いているんですけども、現金給付については、地方自治体の意見を聞いて実施すると、クーポン以外で現金というようなことも言われているんですけども、そのことで、この所得制限があるというようなことなんですけれども、その限度額、所得制限は幾らであるのか、今何名が該当者、ゼロ歳から18歳までですか、支給の要件を満たしているのは。ただ、国の補正予算が通るのが24日というようなことなんですけれども、これ年内支給というのはこれ大変だと思うんですよ。その辺について説明してください。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） まず、所得制限限度額についてなんですけれども、今、マスコミとかで960万円以下というようなことで発表されていると思うんですが、児童手当の本則給付の所得制限限度額に該当する方ということで、マスコミで言われております960万円未満の収入額というのは、扶養親族の数が3人の場合です、子供2人と奥さんを扶養している場合は960万円未満となります。例えば2人扶養している場合は917万8,000円といったように、児童手当の本則給付に該当する方のみ支給となります。

利根町の場合、該当しない方どれぐらいかということなんですけれども、町には児童手当の受給者の情報しか持っていないため、中学生までの情報となりますが、児童手当の所得制限限度額を超える児童手当の特例給付、こちらを受給している方は17人で、児童数は31人となります。

それで、予算措置は、まず予備費を使ってくださいということで、中学生までは予備費を使ってくださいということです。今月の国会のほうで可決されましたら、その後の分が入ってくるというような運びになっております。来年度になってから、10万円のうちの残りの分をどうするかというようなことで、また検討していくところです。

以上です。

○議長（新井邦弘君） ほかに質疑ありませんか。

井原議員。

○8番（井原正光君） 今、ゼロ歳から18歳ということなんですけれども、この限定したゼロ歳から18歳というのは、いつ現在でのゼロ歳から18歳なんです。来年の、令和4年3月31日までに生まれた人ですが、12時前に。

それと、もう一つ、今までは、町独自で幾らか上乗せしてやったんですね。ここには乗ってないんですけども、今後、そういった町で上乗せしてやる、そういう考えはあるのかどうなのか、これ町長にちょっとお聞きしましょう。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） では、まず、支給対象児童の範囲です。こちらは、平成15年4月2日生まれから令和4年3月31日までに生まれたお子さんとなります。来年

3月31日までに生まれたお子さんが該当します。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 地方創生の特別給付金がまたもらえるという情報は入っていますので、それ次第で考えていこうというふうになっております。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） そうしますと、これはいつ時点で申請されて、この金額が国から来る予定になったのか分かりませんが、今後、子供の出産の増減に、減はないか、増によってはもっと来ると、追加されるということで理解していいんですね。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 今回の補正予算は、取りあえず12月までに支払う金額の補正予算です。今後はその後、事務費とかもありますので、それを加えた金額を補正する予定です。

以上です。

○議長（新井邦弘君） ほかに質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第80号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

原案を可決することについて、ボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第17、議案第81号 和解についてを議題とします。

補足説明を求めます。

中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） それでは、議案第81号 和解について、補足して御説明申し上げます。

提案理由は、令和2年（第1号）建物収去土地明渡請求調停事件について、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部から提示のあった和解条項案に基づき、訴訟上の和解をするに当たり、議会の議決を得る必要があるので、提案するものでございます。

訴訟当事者は、議案書に記載のとおりでございます。

裁判所から提示のあった和解案につきまして御説明いたします。

議案第81号説明資料、和解の概要を御参照ください。

図面の見方でございますが、左側が役場でございます。図面の下側が道路でございます。説明図の本件土地2が室外機等が置かれている部分でございます。説明図の本件土地1が建物がかかっている部分でございます。

主な和解案について御説明申し上げます。

まず、会社側は、本件土地2にある室外機2台及び水道取水栓を令和4年3月31日までに撤去し、町に土地を明け渡す。本件土地2の明渡しを履行しなかった場合、明渡し済みまでの間、令和4年4月1日から、町に月5万円の違約金を払う。

次に、町は、本件土地1にある建物、コンクリート塀、ブロック塀、アルミ門扉、その他動産類の撤去を令和14年3月31日まで猶予する。それまでの間、会社側は、本件土地1の使用料として、令和4年4月1日から明渡し済みに至るまで、町に年額2万5,950円の使用料を支払う。本件土地1の明渡しを会社側が履行しなかった場合、明渡し済みになるまで、令和14年4月1日から、町に月額30万円の違約金を支払う。なお、撤去に関する全ての費用については会社側の負担となります。そのほか条項はございますが、土地の明渡しについて、裁判所で審議の上、提示された和解案でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

石井議員。

○5番（石井公一郎君） これは、佐々木町長になる前までは、話し合いで解決していこうと。だから全然話が進まなかったというような状況であります。それで、佐々木町長になってから、取手の簡易裁判所で裁判と。それも不調に終わったというようなことで、龍ヶ崎の裁判所で裁判になったというようなことで、本当にこのように話がまとまったのは、佐々木町長に感謝しているところなんですけれども、ただ真っすぐにして事故が起きないようになることが、みんなの、あそこ真っすぐにするというようなことだと思うんですよ、なるべく事故がないように。今の状態を解決できたというようなことは、本当に大変よかったと私は思っています。

それで、この今のお話で、令和14年4月1日というような、あと10年後ですか、10年後には、そこをきちんとやりますよというようなことで話し合いができたと思うんですけれども、この10年の前に、何とか早くあの部分を真っすぐにできることがあるんでしょうか。町長、ちょっとお答えください。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） あそこ、建物を壊していただければの話なんですけど、先ほど石井議員も言われたように、事故のないように真っすぐにするには、歩道も造らなきゃなら

ないというのはありますし、八幡台から道路がT字路になっています。その辺が一番危ないんじゃないかなという考え方もあります。関係機関といろいろな話をしながら、どうやったら事故がないようにできるか、どうやったら早く建物を壊していただけるか、そういうことを話し合いながら、また、議員とも話し合いながら進めていきたいと考えているところです。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今、町長が言われたように、10年というような長い期間、また、ホクサさんのほうで進まないんじゃないかと、何とか真っすぐになって、事故が起きないようなことで、町長にまたお骨折りいただきたいなというようなことで思っています。

終わります。

○議長（新井邦弘君） ほかに質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第81号 和解についてを採決いたします。

原案を可決することについて、ボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

○8番（井原正光君） 議長、動議。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 動議ですか。

いや、何の動議に賛成か、さっきも言ったように。それじゃあ。

さっきと同じになっちゃう。

井原議員。

○8番（井原正光君） 先ほどは決議なんですけれども、今度は、議長不信任案動議を提出いたします。

○議長（新井邦弘君） ただいま井原議員から議長不信任案の動議が提出されました。

賛成の方はいらっしゃいますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 議長不信任案の動議を日程に追加し、追加日程1として議題とすることについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程 1 として議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井邦弘君） 起立少数です。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程 1 として議題とすることは否決されました。

ここで、花嶋子育て支援課長より発言を求められておりますので、これを許します。

花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 今回の補正の人数についてなんですけれども、今回の補正は12月に支払う分と申し上げたんですが、正しくはゼロ歳から18歳までの10万円の支給対象児童数の5万円分の計上となります。来年3月31日までに生まれる予定の児童数を含めての数となりますので、訂正いたします。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 日程第18、議員提出議案第2号 利根町議会議員定数調査特別委員会設置に関する決議を議題とします。

説明を求めます。

提案者山崎誠一郎議員。

〔議案朗読〕

○2番（山崎誠一郎君） 山崎でございます。

議員提出議案第2号、本日令和3年12月10日、利根町議会議長新井邦弘様としまして、提出者、利根町議会議員山崎誠一郎、賛成者、大越勇一議員、若泉昌寿議員、五十嵐辰雄議員でございます。

利根町議会議員定数調査特別委員会設置に関する決議でございます。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由でございますが、本町において少子高齢化の進展に伴い人口減少が進んでいる中で、住民の意思を政治、行政に反映すべき議会の役割と責任を十分に果たしていくための本町議会における適正な議員定数について調査研究するため、提案するものでございます。

まず、名称でございますが、利根町議会議員定数調査特別委員会。設置根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条。

3番目、目的でございます。利根町における適正な議員定数に関する調査。

4番目としまして、委員の定数でございますが、10人、これは新井議長を除く全議員としたいと思います。

5番目、最後ですが、調査期間、設置の日から目的に掲げる調査が終了するまで、議会の閉会中も継続して調査を行うことができる。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議員提出議案第2号 利根町議会議員定数調査特別委員会設置に関する決議を採決します。

原案を可決することについて、ボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議員提出議案第2号は原案どおり可決されました。

ここで、ただいま設置されました利根町議会議員定数調査特別委員会の正副委員長の互選を行いますので、全員協議会室にお集まりください。

暫時休憩いたします。

午後6時24分休憩

午後6時37分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

利根町議会議員定数調査特別委員会正副委員長の互選結果を報告いたします。

委員長に山崎誠一郎議員。

副議長に大越勇一議員。

以上です。

ここで、委員長の挨拶をお願いいたします。

○2番（山崎誠一郎君） 山崎でございます。今、議長より報告がありましたように、利根町議会議員定数調査特別委員会設置に関する全員協議会を開催し、私、山崎誠一郎が委員長、大越勇一議員が副委員長ということになりました。公平中立というのを徹して、よりよい議論をしていきたいなと思います。町民の皆さんにもしっかりと報告する義務と責任がありますので、そこをしっかりと受け取ってというか、自覚してやっていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（新井邦弘君） 日程第19、常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件を議題とします。

各委員長から所管・所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した所管・所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） 追加日程1，船川副議長の辞職勧告の動議を議題といたします。
地方自治法第117条の規定によって、船川議員の退場を求めます。

〔11番船川京子議員退場〕

○議長（新井邦弘君） 提出者の説明を求めます。
井原議員。

○8番（井原正光君） それでは、船川副議長の辞職勧告決議を提出いたしたいと思いません。

ちょっと古い話なんですけど、2021年3月2日上程された利根町立学校の設置条例の一部を改正する条例、この案件は、3月17日採決の結果、7対4で可決されました。今、予算等でも審議されておりますように、新たに利根小学校として布川小学校、あるいは文間、文が廃止されるというようなことになっているわけです。

この町立学校の統合、廃合については、利根町の将来に大変重要な影響を及ぼす案件であるというふうに私は思っております。にもかかわらず、通常の採決である過半数で可決しております。これは、この重要な案件というのは、私は上位法律を準用して、賛成議員の割合を多く設定して議決すべきであるというふうに思っております。これは法律もあります。このときは7対4でございましたが、この上位法律を準用しますと、3分の2ですから、8人以上が賛成しないと可決しないとなっております。ですから、今さら言ってもあれなんですけど、利根町立学校の設置条例の一部を改正する条例は可決しなかったということになろうかと思えます。

この副議長は、議長を補佐し、議長が当時、当時というか、採決、議長、議長の職を全うしたわけなんですけれども、この議長の行った、こういう業務に対して補佐すべきであると。それはちょっとおかしいねというふうに、私は言っていたかったです。そういうことで、副議長として適正を欠く行為であったというふうに私は思っております。

まだまだ言いたいことはあるんですけども、議長に出したわけなんですけれども、議長がちょっと私の手違いかなんかで受け入れてくれなかったんで、副議長のほうに振ってしまったんですけども、これらの理由によって、副議長の辞職勧告決議を提出いたすものであります。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 船川議員から本件について弁明をしたいとの申出があります。

お諮りいたします。

これを許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認めます。したがって、船川議員の弁明を許すことに決定いたしました。

船川議員の入場を許します。

〔11番船川京子議員入場〕

○議長（新井邦弘君） 暫時休憩します。

午後6時45分休憩

午後6時45分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

船川議員に弁明を許します。

船川議員。

○11番（船川京子君） ただいま辞職勧告を提出されました船川京子です。内容といたしましては、2021年の町立学校統合に対する採決における私の議長としての判断が適切ではなかったと、そのような内容で辞職勧告を出されたと理解をいたしました。

しかしながら、確かに上位法律には適用されているかもしれませんが、利根町といたしまして、このような条例は設置されておりません。設置されていない条例を使用することもできませんし、あくまでも利根町の制定されている条例に基づいて、議員の皆様にお諮りをし、決定をさせていただいたと、このような経緯がございます。

どうか、議員の皆様、適切なる御判断を心からお願い申し上げ、私の弁明とさせていただきます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員の退場を求めます。

〔11番船川京子君退場〕

○議長（新井邦弘君） これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

山崎誠一郎議員。

○2番（山崎誠一郎君） 山崎でございます。今の船川議員の説明どおり、何ら瑕疵はなかったということで、粛々と採決をした結果が民主主義のやり方としては全く問題なかったということですので、私は動議に反対いたします。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、船川副議長の辞職勧告の動議を採決いたします。

この採決は採決システムで行います。

採決システムを起動します。

本案は原案のとおり決定することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成少数です。したがって、船川副議長の辞職勧告の動議は否決されました。

ここで、船川議員の入場を求めます。

〔11番船川京子君入場〕

○議長（新井邦弘君） ここで、議長席を船川副議長と交代いたします。

暫時休憩します。

午後6時49分休憩

午後6時59分開議

○副議長（船川京子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○副議長（船川京子君） 追加日程第2、新井議長不信任案の動議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、新井議員の退場を求めます。

〔12番新井邦弘君退場〕

○副議長（新井京子君） 提出者の説明を求めます。

井原議員。

○8番（井原正光君） それでは説明をいたします。

ここに議長不信任案動議を提出いたします。

新井議長は、議案第66号、議案第67号、議案第68号において可否同数となりましたが、議長としての中立公平の原則に反し賛成したのは、その責任の重要性を認識していない、欠けていた、このように思います。

可否同数の場合は、現状を変更しないというのが通例でありまして、否決するのが通例であります。そのように、新井議長は議会に不信をもたらした事態に責任を感じていないことは、議長としてその適性を欠く行為であります。よって、議長不信任案を提出したわけであります。

○副議長（船川京子君） これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員が発言を許します。

2番山崎誠一郎議員。

○2番（山崎誠一郎君） 山崎でございます。通例とかそういったものを言われても、困るんです。法律に触れているか触れてないか、そこが問題なんです。そこを議員なんだから、しっかり認識して、責任のある言動で言ってください。よって、何ら瑕疵はないと私は思っておりますので、反対いたします。

○副議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

10番若泉昌寿議員。

○10番（若泉昌寿君） 私も、長い間、町会議員やっておりましたが、過去にも可否同数というのは何回もございました。そのとき、議長は議長の判断で賛成か反対をしておりましたので、私は議長のことに対しては反対します。今回の動議に対しては反対します。

○副議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、新井議長不信任案の動議を採決いたします。

この採決は採決システムで行います。

採決システムを起動いたします。

本案は原案のとおり決定することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○副議長（船川京子君） 投票を締め切ります。

賛成少数です。したがって、新井議長不信任案の動議は、原案は否決されました。

ここで新井議員の入場を求めます。

〔12番新井邦弘君入場〕

○副議長（船川京子君） 議長席を交代いたします。

〔副議長退席，議長着席〕

○議長（新井邦弘君） ここで町長から発言を求められておりますので、これを許します。

佐々木喜明町長。

○町長（佐々木喜章君） 令和3年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

12月2日から本日までの9日間にわたり行われた今定例会も、ここに全日程を終了し、閉会を迎えることになりました。

議員の皆様方には、慎重なる御審議をいただきました結果、御提案申し上げました案件全てにつきまして、原案のとおり可決並びに承認をいただきましたことに対しまして、厚

く御礼申し上げます。

本定例会の期間中、一般質問、また、議案審査の過程で、議員の皆様からいただきました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営の参考とさせていただきたいと考えております。また、一般質問でお答えしましたとおり、私が町長になる前からの懸案事項についても、結論が出せるよう頑張っ取り組んでいきたいと考えております。

現在、令和4年度の予算編成を行っているところでございます。限られた財源と人員を有効に活用し、質の高い行政サービスの提供、効率的な財政運営の推進に努め、各種事業について確実に実行できるよう取り組んでまいります。

議員の皆様方には今後も引き続き御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。議会定例会の閉会に当たり、挨拶とさせていただきます。

9日間大変御苦勞さまでございました。

○議長（新井邦弘君） 発言が終わりました。

以上で、今定例会の日程は全部終了しました。

これをもちまして、令和3年第4回利根町議会定例会を閉会いたします。

次回、令和4年第1回定例会は3月2日の開会を予定しております。

長時間にわたりお疲れさまでした。

午後7時08分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 新井邦弘

利根町議会副議長 船川京子

署名議員 山崎誠一郎

署名議員 片山啓